

# 北海道アスベスト対策ハンドブック

－ 令和元年(2019年)6月改訂版 －

北 海 道

## はじめに

このハンドブックは、アスベスト対策に関する法令や関係機関が多岐にわたることから、事業者や行政の担当者の皆さんにアスベストに関する知識と対策の仕組みが理解され、適切な手続や対策が推進されるよう、平成 19 年(2007 年)に作成し、その後、関係法令の改正などを反映するため、都度、改訂を行ってきました。

アスベストは耐熱性、柔軟性、絶縁性、経済性などに優れており、かつては建築材料を中心に幅広く使用されていました。

しかし、平成 17 年(2005 年)6 月、クボタ旧神崎工場(兵庫県尼崎市)で多数の労働者や周辺住民が石綿による悪性中皮種や肺がんを発症していることが報道され、これが引き金となってアスベスト製造・使用事業所からの健康被害状況が相次いで公表され、大きな社会問題となったことから、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法など関係法令が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止に関する規制が強化されるとともに、被害者救済を図ることを目的に石綿健康被害救済法が創設されるなど、国により総合的なアスベスト対策が進められてきました。

道においても、庁内の連携のもと、総合的な対策を進めるとともに、道有施設における除去対策の推進やアスベスト台帳による持続的な適正管理などの取組を進めてきました。

平成 26 年(2014 年)に石綿障害予防規則が改正され、吹付けアスベストに加え、アスベストを含有する保温材や断熱材、耐火被覆材がアスベスト粉じんを飛散させるおそれがある場合には、飛散防止措置が必要となり、道ではアスベストを含有する保温材等の道有施設の実態を把握するため、職員が行う点検マニュアルを作成し、点検結果に基づき効率的、効果的にアスベスト粉じんの飛散防止措置を講じていくこととしました。

本道に存在する約 6 万の建築物のうち、2,400 余りの施設から飛散性の高い吹付けアスベストの使用が確認されており、これまでに 866 施設について除去などの恒久対策がとられていますが、残る 6 割以上については飛散状況の確認などの定期的な点検を続けながら、将来にわたって恒久対策を行っていく必要があります。

本ハンドブックが、アスベスト対策を行う事業者や行政の実務者の手引きとしてお役立ていただければ幸いです。

令和元年(2019 年)6 月

アスベスト問題対策連絡会議

(事務局 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課)

## 目次

### 第1章 アスベストに関する基本情報

1	アスベストの物性	1
(1)	アスベストの種類	1
(2)	アスベストの特性	1
2	アスベストの生産・使用の状況	2
(1)	生産・輸入状況	2
(2)	用途・製品	3
(3)	建築物におけるアスベストの使用	3
3	環境中におけるアスベスト濃度の現況	4
(1)	一般大気環境中のアスベスト濃度	4
(2)	建築物の解体現場周辺のアスベスト濃度	5
4	アスベストによる健康影響	5
5	アスベスト被害及び法規制等の変遷	8
(1)	労働安全衛生に関する規制	8
(2)	大気汚染防止、廃棄物処理に関する規制	8
(3)	法令による救済制度	8

### 第2章 本道におけるアスベストの現況と対策

1	アスベスト製造施設等の状況	11
(1)	大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設	11
(2)	アスベスト鉱山	11
(3)	石綿ばく露作業に関する労災認定事業場	12
2	吹付けアスベスト等の使用状況・措置状況	12
(1)	調査の概要	12
(2)	調査結果	12
3	石綿含有保温材等の使用状況等	13
4	本道におけるアスベスト濃度の現況	13
(1)	アスベスト大気濃度調査結果	13
(2)	建築物の解体現場周辺のアスベスト濃度	13
5	本道におけるアスベスト被害の現況	13
6	本道におけるアスベスト対策	14
(1)	主な取組の経過	14
(2)	道有施設におけるアスベスト除去等の取組の推進	16
(3)	アスベスト飛散防止に係る監視指導の徹底	16
(4)	ホームページ（HP）によるアスベスト情報の提供	16
(5)	健康相談の実施	16

### 第3章 アスベストに関する法規制及び行政指導

1 法規制及び行政指導の概要	17
2 既存建築物における使用に係る法規制及び行政指導	18
(1) 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による規制	18
(2) 建築基準法による規制	19
(3) 「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」の概要	20
(4) 「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」の概要	24
(5) 北海道アスベスト台帳による使用状況の管理	26
3 建築物の解体・廃棄に係る法規制及び行政指導	30
(1) 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による規制	32
(2) 大気汚染防止法による規制	35
(3) 建設リサイクル法による規制	38
(4) 廃棄物処理法による規制	39
(5) アスベスト含有成形板の飛散防止	42
(6) 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策	42
(7) 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止に係るリスクコミュニケーション	42
(8) 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策	43
4 その他	43
(1) アスベスト含有製品の管理	43
(2) アスベスト除去に関する助成制度	43

### 第4章 石綿健康被害への救済制度

1 労災保険制度	44
2 石綿健康被害救済制度	44
(1) 石綿健康被害救済制度の概要	44
(2) 指定疾病と救済給付の種類	45
(3) 石綿健康被害救済制度の救済給付に関するお問い合わせ先（申請・請求窓口）	46
3 石綿健康被害の相談・健康診断	47
(1) 健康相談の実施	47
(2) 健康診断	47
(3) アスベスト（石綿）訴訟の和解手続	47

### 第5章 総合的なアスベスト対策の取組

1 アスベスト対策に関する諸会議	48
2 関係機関の役割と連携	48
(1) 既存建築物に関する関係機関の役割	48
(2) 建築物の解体工事等に関する関係機関の連携	49
(3) 事故時の連絡・連携体制	49
3 北海道アスベストセミナー	52

参考資料	53
------	----

## 第1章 アスベストに関する基本情報

### 1 アスベストの物性

#### (1) アスベストの種類

アスベストは、石綿（せきめん・いしわた）とも呼ばれる天然に産出する極めて細い繊維状の鉱物のうち、工業用原材料として使用される鉱物の総称であり、蛇紋石族と角閃石族に属する6種類がアスベストと呼ばれて利用されてきました。

中でも、クリソタイル、クロシドライト、アモサイトの3種類は大量に輸入され、国内で建材等として大量に使用されました。

表 1-1-1 アスベストの種類（鉱物名と石綿名）

鉱物名	石綿名
蛇紋石族・クリソタイル	クリソタイル（白石綿・温石綿）
角閃石族・リーベック閃石（曹閃石）	クロシドライト（青石綿）
・グリュネル閃石	アモサイト（茶石綿・褐石綿）
・直閃石	アンソフィライト石綿
・透閃石	トレモライト石綿
・緑閃石（陽起石）	アクチノライト石綿

#### (2) アスベストの特性

アスベストが産業界で盛んに使用された理由は、多くの優れた性質を1種類の物質が兼ね備えていることにあります。

アスベストの持つ特性には次のようなものがあり、これらの特性の程度は、その種類により異なりますが、概括すれば表 1-1-2 のとおりです。

- ① 紡績性 : しなやかな繊維で糸に紡ぐことができ、布に織れる
- ② 抗張力 : 引っ張りに強く、切れにくい
- ③ 耐摩擦性 : 摩擦や摩耗に強い
- ④ 耐熱性 : 燃えにくく、高熱に耐える
- ⑤ 断熱・防音性 : 熱や音を遮断する
- ⑥ 耐薬品性 : 酸やアルカリなどに侵されない
- ⑦ 絶縁性 : 電気を通しにくい
- ⑧ 耐腐食性 : 細菌や湿気に強い
- ⑨ 親和性 : 重さと比べ表面積が大きく、他の物質と密着しやすい（混ぜやすい）
- ⑩ 経済性 : 安い

このような特性をすべて持ち合わせるものは、他の天然鉱物や人工物質には、ほとんど見られないため、アスベストは「奇跡の鉱物」や「魔法の繊維」と呼ばれていました。

表 1-1-2 アスベストの化学的・物理的特性

区分	クリソタイル	クロシドライト	アモサイト	アンソフィライト	トレモライト	アクチノライト
硬度	2.5~4.0	4	5.5~6.00	5.5~6.0	5.5	約6
比重	2.4~2.6	3.2~3.3	3.1~3.25	2.85~3.1	2.9~3.2	3.0~3.2
比熱	0.266	0.201	0.193	0.210	0.212	0.217
抗張力(kg/m <sup>2</sup> )	30,000	35,000	25,000	2,800	70~560	70
ろ過性能	遅い	速い	速い	中間速	中間速	中間速
電荷	陽	陰	陰	陰	陰	陰
融融点(°C)	1521	1193	1399	1468	1316	1393
紡糸性	良好	良	良	不良	不良	不良
柔軟性	大	良	良	不良	不良	不良
耐熱性	良好	不良	良好	優秀	良好	—
耐酸性	弱い	強い	中	中	極めて強い	極めて強い
耐アルカリ性	極めて強い	強い	強い	強い	極めて強い	強い
分解温度(°C) (注)	450~700	400~600	600~800	620~960	600~850	950~1,040

(注) 結晶構造が崩壊して、強度を失う温度をいう

(出典：大気中発がん物質のレビュー -石綿- (昭和55年3月)等)

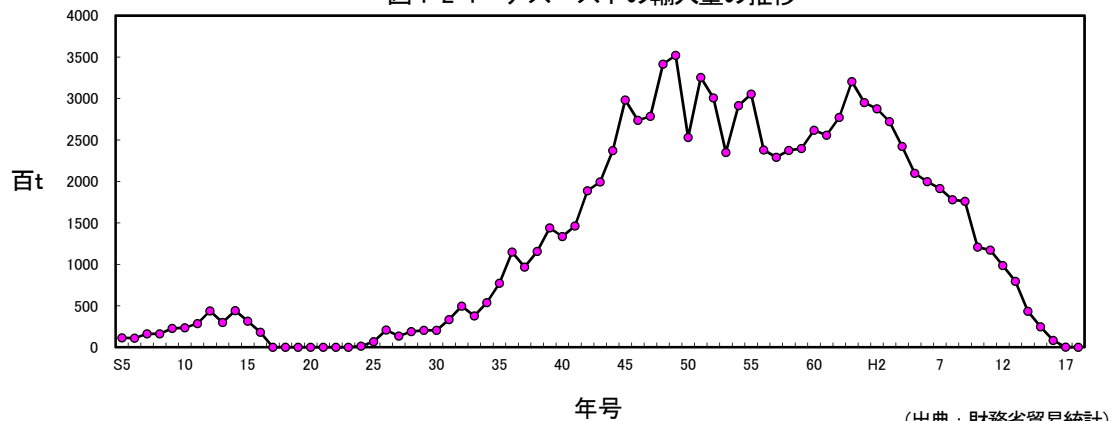
## 2 アスベストの生産・使用の状況

### (1) 生産・輸入状況

工業原料としてのアスベストは、アスベストを含む鉱石を採掘し、選鉱ののち粉碎して得られます。世界における工業原料としてのアスベストの生産量は、数十年前は年間500万トン前後で推移していましたが、その後200万トン程度となり、平成30年(2018年)は110万トンとなっています。国別生産量で最も多いのは、ロシアで約65万トンです。<sup>1-1</sup>

我が国では鉱物標本的な量の各種のアスベストが全国各地にあり、ごく小規模な採掘も戦前は行われていました。戦後以降は、年間約0.5万トン程度が生産されていましたが、現在はその生産も中止されています。また、我が国のアスベストの輸入実績の推移は図1-2-1のとおりで、輸入量は戦後漸増し、昭和49年(1974年)が最大の35万トンで、それ以後、平成元年(1989年)頃までは20~30万トンで推移しましたが、その後漸減し、平成15年(2003年)10月に労働安全衛生法施行令が改正され、アスベストを含有する建材、摩擦材、接着剤等の輸入、製造、使用が禁止されたことに伴い、平成17年(2005年)は約110トンと大幅に減少し、平成18年(2006年)には輸入量がゼロとなりました。

図 1-2-1 アスベストの輸入量の推移



(出典：財務省貿易統計)

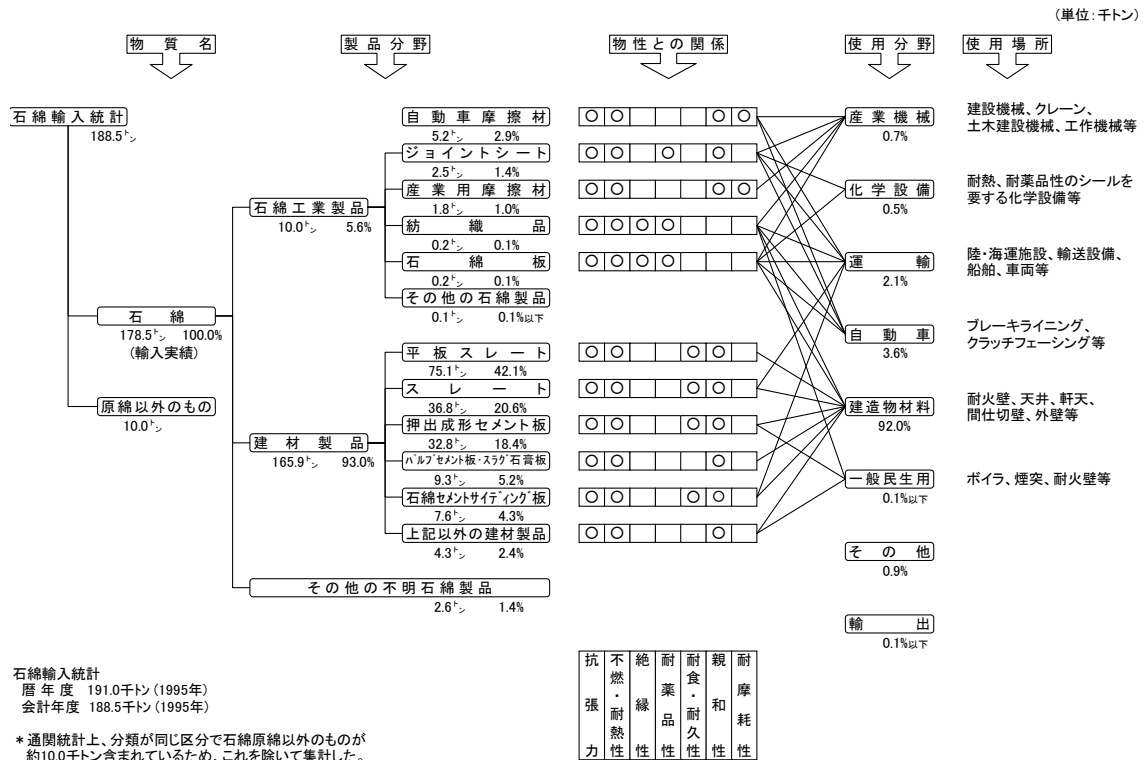
<sup>1-1</sup> データ出典：U. S GeoLogical Survey, Mineral Commodity Summaries

## (2) 用途・製品

アスベストは、前述のように紡績性、耐熱性等の多くのすぐれた特性を有しており、それらの特性を巧みに生かして工業原料として広範多岐に使用され、その製品の種類は少なくとも3,000以上あったといわれており、JIS規格も相当数にわたって定められていました。

アスベスト製品は、アスベスト工業製品と建材製品に大きく分けられ、図表1-2-2のとおり我が国のアスベスト消費量のうち約9割を建材製品が占めています。

図表1-2-2 我が国におけるアスベスト製品等の使用状況（平成8年(1996年)）



(出典：(社)日本石綿協会)

## (3) 建築物におけるアスベストの使用

アスベストの消費量の約9割は、図表1-2-2のとおり建築・建材に係わるものです。

鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造の構造のものには、相当量のアスベストが耐火被覆材として用いられています。

アスベストは吹付けアスベストとして直接壁、天井、柱、梁等に吹付けられているほか、波形石綿スレートや石綿セメント板として床材、壁材、天井材、軒天材、防火壁材等に用いられています。

吹付けアスベストとしては、主としてクロシドライト又はアモサイトが使用され、結合材と混合の上、吹付け機を用いて吹付けられました。

吹付けアスベストの使用は、昭和30年(1955年)頃から始められ、昭和39年(1964年)に防音用として航空基地付近の建築物に使われたのをきっかけとして一般に使用されるようになりました。

昭和42年(1967年)頃からは建築物の超高層ビル化、鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物の軽量耐火被覆材として注目を浴びて大量に使われ始め、設備投資が盛んに行われた高度成長期が最需要期でした。

その後、労働安全衛生法施行令の改正により、一部のものを除き、平成18年(2006年)9月1日からアスベストをその重量の0.1%を超えて含有するアスベスト含有製品の輸入、製造、使用等が禁止されています。

なお、アスベスト含有建築材料の使用部位別一覧は表 1-2-3 のとおりです。

表 1-2-3 アスベスト含有建築材料の使用部位別一覧

使用部位	石綿含有建築材料の種類
内壁、天井	石綿含有スレートボード、石綿含有けい酸カルシウム板第一種、 石綿含有パーライト板、石綿含有スラグせっこう板、 石綿含有パルプセメント板、石綿含有ソフト巾木
内壁・天井の吸音・断熱	石綿含有ロックウール吸音天井板、吹付けアスベスト、 石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けバーミキュライト、 石綿含有吹付けパーライト
天井の結露防止	石綿含有屋根用折板裏断熱材
床	石綿含有ビニル床タイル、石綿含有フリーアクセスフロア材
外壁、軒天	石綿含有窓業系サイディング、石綿含有押出成形セメント板、 石綿含有スレートボード、石綿含有スレート波板、 石綿含有けい酸カルシウム板第一種
鉄骨の耐火被覆	吹付けアスベスト、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、 けい酸カルシウム板第二種
屋根	石綿含有スレート波板、石綿含有住宅屋根用化粧スレート
煙突	石綿セメント円筒、石綿含有煙突用断熱材

(出典：建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6)

### 3 環境中におけるアスベスト濃度の現況

#### (1) 一般大気環境中のアスベスト濃度

アスベストの一般大気環境濃度レベルは、表 1-3-1 に示すように平成 17 年度(2005 年度)と平成 29 年度(2017 年度)を比べると、高速道路沿線及び幹線道路地域では 1.13 本/L が 0.17 本/L、住宅地域は 0.81 本/L が 0.15 本/L、商工業地域では 0.66 本/L が 0.25 本/L に減少しています。

表 1-3-1 アスベストの一般大気環境濃度レベル（継続調査地域・総繊維数濃度）（単位：本/L）

地域 区分	調査 地点数	平成 17 年度 (2005 年度)		平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		最小値 ～ 最大値	幾何学 平均値	最小値 ～ 最大値	幾何学 平均値	最小値 ～ 最大値	幾何学 平均値	最小値 ～ 最大値	幾何学 平均値	最小値 ～ 最大値	幾何学 平均値
高速道路 沿線及び 幹線道路 沿線	6	0.54 ～ 3.79	1.13	0.10 ～ 0.25	0.15	0.10 ～ 0.20	0.14	0.15 ～ 0.33	0.21	0.10 ～ 0.25	0.17
住宅地域	7	0.46 ～ 2.80	0.81	0.13 ～ 0.26	0.16	0.094 ～ 0.21	0.14	0.12 ～ 0.27	0.17	0.09 ～ 0.28	0.15
商工業地域	5	0.27 ～ 1.16	0.66	0.14 ～ 0.23	0.18	0.10 ～ 0.25	0.14	0.18 ～ 0.23	0.20	0.21 ～ 0.29	0.25

(出典：環境省公表資料)



## (2) 建築物の解体現場周辺のアスベスト濃度

環境省が実施した平成29年度(2017年度)アスベスト大気濃度調査のうち、解体現場(集じん出口)のアスベスト濃度は表1-3-2のとおりです。

表1-3-2 建築物の解体現場(集じん出口)のアスベスト濃度

地域分類	検体数	検出範囲	幾何平均
解体現場等(集じん出口)	276	0.056~27	0.94

(出典：環境省公表資料)

なお、アスベストには環境基準はありませんが、WHOの環境保健クライテリア<sup>1-2</sup>によると、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、1~10本/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされているので、環境省においては上記の調査結果についても問題になるレベルではないものとしています。

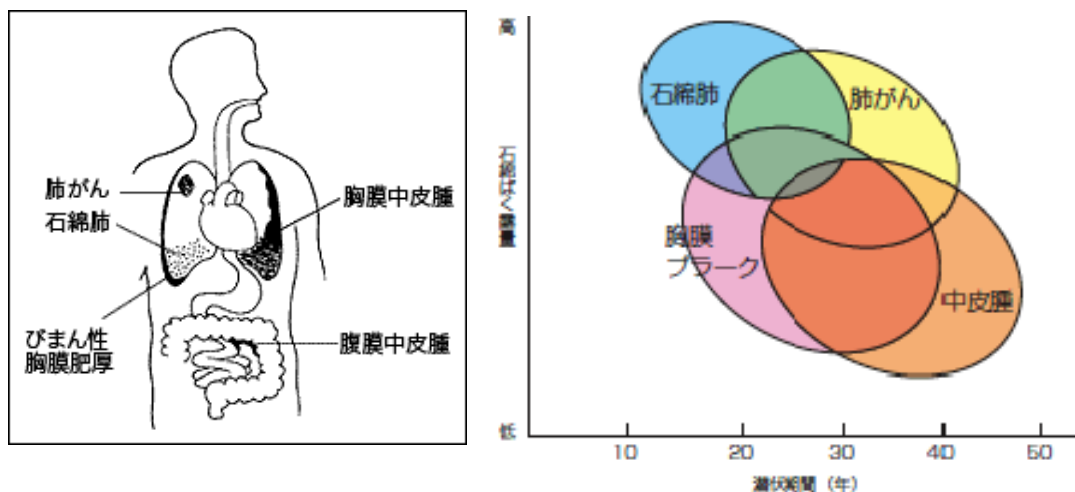
環境省が実施したアスベスト大気濃度調査結果については、同省のHPに掲載されています。

## 4 アスベストによる健康影響

石綿関連疾患は石綿ばく露開始から発症までの潜伏期間が長いことが特徴です。石綿肺、肺癌、中皮腫、胸膜プラークと石綿粉じんばく露量、潜伏期間との関係については、1970年代には図1-4-1のように、胸膜プラークや中皮腫は石綿肺や肺癌よりも低濃度のばく露で発症することが既に知られていました。

中皮腫、石綿肺は石綿ばく露の特異性が高い疾患です。また、石綿ばく露の医学的所見として重要な胸膜プラーク(肥厚班)も石綿ばく露の特異性が高い所見です。一方、肺癌やびまん性胸膜肥厚は石綿以外の原因でも生じるため、石綿ばく露の特異性が低くなります。特に、肺癌では喫煙が重要な危険因子となっています。

図1-4-1 アスベストに起因する主な疾患と部位



(出典：環境再生保全機構HP)

<sup>1-2</sup> 環境保健クライテリアとは、世界保健機構(WHO)などが実施している国際化学物質安全性計画の活動の一つで、化学物質等が人の健康や環境へ与える影響についての専門家による評価をまとめたもの

## (1) 中皮腫

中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍です。

### 【石綿ばく露との関連】

潜伏期間（初めての石綿ばく露から発症までの期間）は40～50年と非常に長く、20年以下は非常に少なく、10年未満の例はありません。胸膜中皮腫の発生の危険は累積ばく露量が多いほど高くなります。しかし、石綿肺、肺がんより低濃度でも危険性があり、職業的なばく露だけでなく、家庭内ばく露、近隣ばく露による発症もあります。

### 【症状】

胸膜中皮腫では、息切れ、胸痛が多くみられますが、症状がなく胸部エックス線検査で胸水貯留を偶然発見されることもあります。そのほか、咳、発熱、全身倦怠感、体重減少などもみられます。腹膜中皮腫では、腹痛、腹部膨満感、腹水貯留などがみられます。

### 【治療・予後】

中皮腫は他の悪性腫瘍に比べて、いまだに予後の悪い疾患ですが、最も頻度の高い上皮型に限ってみれば、外科療法、化学（抗がん剤）療法、放射線療法を加えた集学的療法により、以前よりはるかに予後が改善してきています。

## (2) 肺がん（原発性肺がん）

原発性肺がんは気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍です。中皮腫と異なり、喫煙をはじめとして石綿以外の多くの原因でも発生します。

### 【石綿ばく露との関連】

石綿ばく露から肺がん発症までの潜伏期間の多くは30～40年程度と長くなっています。石綿の累積ばく露量が多いほど肺がんになる危険が高くなることが知られています。

肺がん発生の最大の要因は喫煙ですが、石綿と喫煙の両方のばく露を受けると、肺がんの危険性は相加～相乗的に高くなることが知られています。喫煙しない人の肺がんの危険性を1とすると、喫煙者は10倍、石綿ばく露者は5倍、喫煙する石綿ばく露者は約50倍とする報告が有名です。

将来の肺がん発生の危険性を減らすためには、禁煙することが大切です。

### 【症状】

臨床的に咳、痰、血痰といった症状がよくみられますが、無症状で胸部エックス線や胸部CT検査の異常として発見される例も存在します。

### 【治療・予後】

外科治療、放射線治療、薬物療法（化学療法と分子標的治療）、支持療法（緩和ケアを含む）があります。早期に発見され、根治的な手術療法（と化学治療の組み合わせ等）により治療することができます。一般に病期が進行しているほど5年生存率は悪くなります。

## (3) 石綿肺

石綿肺は、アスベストを大量に吸入することにより、肺が線維化する「じん肺」という病気の一つです。

肺の線維化が進行していき、酸素一炭酸ガスの交換を行う機能が損なわれるため、呼吸困難が生じます。肺の線維化を起こすものとしては石綿以外の鉱物性粉じんをはじめ多くの原因があげられますが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺と呼んで区別しています。

### 【石綿ばく露との関連】

通常、石綿を大量に吸入した労働者に起こり、石綿ばく露の開始から10年以上経過して石綿

肺の所見が現れます。つまり、石綿肺は高濃度の石綿ばく露の医学的所見の一つともいえます。

**【症状】**

初期症状として息切れ、咳、痰が多くみられます。石綿ばく露を中止した後も、症状が徐々に進展して呼吸機能の低下も徐々に進み、日常生活に障害ももたらし、在宅酸素療法が必要となります。

また、肺がん、中皮腫、気胸、胸水、気管支炎などを合併することもあるため、注意が必要です。

**【治療・予後】**

咳、痰に対する鎮咳剤や去痰剤による薬物療法、慢性呼吸不全に対する在宅酸素療法などの対症療法を行います。

**(4) びまん性胸膜肥厚**

びまん性胸膜肥厚は、臓側胸膜（肺を覆う膜）の慢性線維性胸膜炎の状態であり、通常は壁側胸膜（胸壁を覆う膜）にも病変が及んで両者が癒着していることがほとんどです。胸膜プラークと異なり、びまん性胸膜肥厚は結核性胸膜炎など石綿以外の様々な原因によっても生じます。

**【石綿ばく露との関連】**

良性石綿胸水と同様に比較的高濃度の石綿の累積ばく露により発症すると考えられています。職業性ばく露によるびまん性胸膜肥厚症例でのばく露期間は3年以上の例がほとんどです。

**【症状】**

呼吸困難、反復性の胸痛、反復性の呼吸器感染等がみられます。石綿ばく露に関連するびまん性胸膜肥厚は、石綿肺に合併したり、良性石綿胸水の後遺症として生じることが多いとされています。

**【治療・予後】**

現在のところ特別な治療法はありません。徐々に肺機能障害が進行していき、慢性呼吸不全になった場合には在宅酸素療法等を行います。

**(5) 良性石綿胸水**

胸水とは胸腔内に体液が貯留することであり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。特に、石綿粉じんを吸入することによって、胸腔内に胸膜炎による滲出液（胸水）が生じる場合を良性石綿胸水と呼びます。

**【石綿ばく露との関連】**

比較的高濃度の石綿粉じんを吸入することによって生じ、発症までの潜伏期間は15年以内のこともあります。平均40年と他の石綿疾患同様に長い傾向が見られます。

**【症状】**

呼吸困難や胸痛といった自覚症状で気づくこともあれば、自覚症状がなく、胸部エックス線検査で見つかることもあります。

**【治療・予後】**

胸水の持続期間は平均3カ月で、約半数は自然に消失します。治療としては胸腔穿刺による胸水排出やステロイド剤の投与が行われます。中には何度も繰り返すことによりびまん性胸膜肥厚が生じ、呼吸機能障害をきたすことがあります。

## 5 アスベスト被害及び法規制等の変遷

### (1) 労働安全衛生に関する規制

アスベストに関する法規制は、アスベスト製品製造工場等における労働者の健康障害予防のために、昭和35年(1960年)に制定された「じん肺法」から始まり、昭和46年(1971年)に「特定化学物質等障害予防規則」が制定され、昭和50年(1975年)にはアスベストによる発がん性に対応するために、一部改正されました。さらに、建築物の解体等に伴う労働者のアスベストばく露防止措置を強化するため、平成17年(2005年)に「石綿障害予防規則」が制定されています。

平成18年(2006年)には労働安全衛生法施行令が改正され、一部を除きアスベストをその重量の0.1%を超えて含有するアスベスト含有製品の製造等を禁止し、また、石綿障害予防規則も改正され、吹き付けられたアスベストの封じ込め又は囲い込み作業は、除去作業に準じた措置をとるよう規定されています。

平成24年(2012年)には、石綿0.1重量%超の製品の禁止の猶予措置を撤廃し、平成26年(2014年)に石綿障害予防規則が改正され、石綿含有保温材等の劣化による石綿等のばく露防止対策が強化されました。

### (2) 大気汚染防止、廃棄物処理に関する規制

アスベストの飛散による一般大気環境中の汚染を防止するため、平成元年(1989年)に「大気汚染防止法」の改正により、アスベスト製品製造工場等に対する規制が導入され、敷地境界基準(10本/L)が設定されました。また、平成3年(1991年)の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い、廃石綿等が特別管理産業廃棄物に指定され、運搬や処分などの規制が強化されることになりました。

さらに、平成7年(1995年)の阪神淡路大震災による倒壊ビルの解体等に伴うアスベストの飛散問題を契機として、平成8年(1996年)に大気汚染防止法が改正され、吹付けアスベストが使用されている建築物の解体等の規制が開始されました。

平成17年(2005年)6月以降、アスベストによる健康被害が社会問題化したことを受けて、同年12月の大気汚染防止法施行令及び同施行規則の改正により、規制対象の建築物の規模要件等の撤廃と石綿含有断熱材等の規制対象への追加が導入されました。

平成25年(2013年)には、除去作業の届出者を施行者から発注者へ変更し、事前調査が義務付けられました。

### (3) 法令による救済制度

労災補償の対象とならない健康被害者等を救済するため、平成18年(2006年)2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。その後、平成20年(2008年)12月に法が一部改正され、法施行日以後に認定の申請をしないで指定疾病により亡くなられた方を救済の対象とすることや、医療費等の支給期間について申請日から療養を開始した日まで遡及すること等の措置が講じられています。

また、平成22年(2010年)7月には特定疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加され、平成23年(2011年)8月には特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が10年延長されました。

表 1-5-1 アスベスト関係法規等の変遷

年次	事項	内容
昭和35年 (1960年)	「じん肺法」制定	・じん肺健診についての規定(石綿も対象)
昭和46年 (1971年)	「労働基準法特定化学物質等障害予防規則(以下『特化則』)」制定	・製造工場が対象、局所排気装置の設置、測定義務付け(測定方法規定なし)
昭和47年 (1972年)	「労働安全衛生法(以下『安衛法』)」制定、「特化則」再制定	・労働安全衛生法が新たに制定され、特化則は同法に基づく規定となる
昭和47年 (1972年)	石綿の発がん性指摘	・ILOは石綿を職業がんの危険性が認められる物質の一つとして列記、WHOは石綿ばく露と中皮腫発生の関係を示唆
昭和50年 (1975年)	「特化則」改正	・石綿5%超対象、取扱い作業も対象、石綿等の吹付け作業の原則禁止、特定化学物質等作業主任者の選任、作業の記録、特殊健診の実施、掲示等
昭和62年 (1987年)	吹付けアスベストが社会問題化	・学校や公営住宅の吹付けアスベストが問題となり、国会で議論されるなど社会問題化
昭和63年 (1988年)	労働省告示「作業環境評価基準」	・労働安全衛生法に規定されている各種物質の管理濃度を規定(石綿も対象:2本/cm <sup>3</sup> )
平成元年 (1989年)	石綿使用禁止の勧告	・WHOがアモサイトとクロシドライトの使用禁止を勧告
	「大気汚染防止法(以下『大防法』)同施行令・同施行規則」改正	・石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石綿製品製造/加工工場の敷地境界線基準を10本/ルと規定
平成3年 (1991年)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下『廃掃法』)」改正	・特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定。石綿建材除去事業により除去された吹付け石綿、石綿含有保温材など飛散するおそれがあるものが該当
平成7年 (1995年)	「安衛法施行令」改正	・アモサイト、クロシドライトの製造等禁止
	「安衛法規則」改正	・吹付け石綿除去作業の事前届出
	「特化則」改正	・石綿1%超まで対象を拡大、吹付け石綿除去場所の隔離、呼吸用保護具、保護衣の使用
	阪神・淡路大震災発生	・倒壊した建物の解体等によるアスベスト飛散が社会問題化
平成8年 (1996年)	「大防法」改正	・特定建築材料(吹付け石綿)を使用する特定要件をみだす建築物の解体・改造・補修する作業を「特定粉じん排出作業」とし、事前届出、作業基準の遵守を規定
平成9年 (1997年)	「大防法施行令・同施行規則」改正	
平成11年 (1999年)	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定	・特定第一種指定化学物質として石綿が規定され、年間500kg以上使用する場合に、環境への移動・排出量を国への報告義務付け
平成15年 (2003年)	「安衛法施行令」改正	・クリソタイトの輸入、製造、使用等禁止(石綿含有建材、摩擦材、接着剤等10品目)
平成16年 (2004年)	労働省告示「作業環境評価基準」	・石綿の管理濃度を0.15本/cm <sup>3</sup> に改正
平成17年 (2005年)	「石綿障害予防規則(以下『石綿則』)」制定	・特定化学物質等障害予防規則から、石綿関連を分離し、単独の規則である石綿障害予防規則を制定 ・解体・改修での規制(届出、特別教育、石綿作業主任者等)を追加
	クボタが健康被害公表	・(株)クボタが石綿製造の旧神崎工場(尼崎市)における元従業員や工場周辺住民の健康被害を公表
	アスベスト問題に関する関係閣僚による会合	・アスベスト問題について、新たな被害の拡大防止に取り組むため、関係閣僚による会合を開催し、当面の対応をとりまとめ
	「大防法施行令・同施行規則」改正	・吹付け石綿の規模要件等の撤廃と特定建築材料に石綿含有断熱

年次	事項	内容
		材、保温材、耐火被覆材を追加 ・ 掻き落とし、破碎などを行わない場合の作業基準を規定 ・ 作業の実施期間や方法などを表示した掲示板の設置を作業基準に追加
平成18年 (2006年)	「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下『石綿救済法』)」制定	・ 労災補償の対象とならない石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対して医療費等を支給
	「安衛法施行令・石綿則」改正	・ 石綿製品の定義を0.1%超までに対象拡大し、一部を除き石綿を0.1%を超えて含有するアスベスト含有製品の製造等禁止 ・ 吹付け石綿の封じ込め・囲い込み作業は、除去作業に準じて措置
	「廃掃法・同施行令・同施行規則」改正	・ 無害化処理認定制度の創設し産業廃棄物処理施設に溶融施設を追加、「廃石綿等」の対象範囲を拡大 ・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを「石綿含有産業廃棄物」と定義し、処理基準等を規定
	「大防法・同施行令・同施行規則」改正	・ 建築物に加え工作物も規制対象
	「建築基準法・同施行令・同施行規則」改正	・ 吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウールの使用を規制、増改築時に原則、石綿を除去
平成20年 (2008年)	「石綿救済法」改正	・ 医療費等の支給対象期間を拡大(「申請日から」を「療養開始日から」に)、法施行日以降に死亡した方の遺族も救済対象、特別遺族給付金等及び特別委族給付金の請求期限を3年間延長等
	「石綿則」改正	・ 事前調査の結果の掲示、石綿等の切断等の作業を伴う保温材・耐火被覆材等の除去の作業に係る措置、負圧除じん装置の設置等 ・ 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置、電動ファン付き呼吸用保護具等の使用の義務付け、鋼製船舶の解体等作業に係る措置
平成23年 (2011年)	「石綿則」改正	・ 船舶の解体等に付いて、建築物解体等と同等の措置を義務付け
	東日本大震災発生	・ 倒壊した建物の解体等においてアスベストが飛散
平成24年 (2012年)	「安衛法施行令」改正	・ 石綿0.1重量%超の製品の禁止の猶予措置を撤廃
平成25年 (2013年)	「大防法」改正	・ 特定じん排出等作業届出書の提出者を施工者から発注者へ変更し、事前調査の義務付け
平成26年 (2014年)	「石綿則」改正	・ 吹き付けられた石綿等の除去などについての措置として、集じん・排気装置の石綿漏えい有無の点検、作業場所の前室の負圧状態の点検実施 ・ 石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置として、損傷や劣化などで石綿粉じん発散のおそれがある場合、建材の除去、封じ込めや囲い込みの実施
平成28年 (2016年)	熊本地震発生	・ 環境省がアスベストの飛散等について応急的に現場でとるべき行動等の情報を関係省庁、関係地方自治体へ提供
平成30年 (2018年)	北海道胆振東部地震発生	・ 環境省がアスベストの飛散等について応急的に現場でとるべき行動等の情報を関係地方自治体へ提供

## 第2章 本道におけるアスベストの現況と対策

### 1 アスベスト製造施設等の状況

#### (1) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設

アスベスト製品の製造工場などアスベスト粉じんを発生・排出・飛散させる施設については、大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設として、表2-1-1のとおり、美唄市、南幌町、千歳市、札幌市の計5事業場から届出がありました。既に全て廃止されており、現在は道内においてアスベスト製品を製造・加工している工場はありません。

表2-1-1 道内の大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設

事業場名	所在地	設置	廃止	石綿製品等の種類	現在の状況	備考
三菱マテリアル 建材(株)建材事 業部美唄工場	美唄市東8条北5 丁目1番1号	H3.10	H17.3.31	押出成形セメント 板	閉鎖	H7.7道菱メー ス(株)から承 継
永井工業(株)(株) 札幌工場	南幌町南15線西 22番地	S61.4	H14.6.1	住宅用外壁材	製造・加工し ていない	
(株)ダイナック ス	千歳市上長都1053 番地	S51.10	H9.11.4	クラッチ板、ブレ ーキ板	製造・加工し ていない	旧：大金アール エム(株)
日の出運輸(株) エアンドエー 事業所	札幌市西区琴似4 条2丁目1-1	S45.3	H17.7.30	スレート板、スレ ート管	事業所廃止	H8.3製造中 止、同8月浅 野スレート (株)から承継
太洋ブレーキ商 工(株)	札幌市西区発寒16 条13丁目	S59.8	H17.8.3	ブレーキライニン グの仕上・研磨	製造・加工し ていない	

#### (2) アスベスト鉱山

経済産業省によりアスベストの生産実績が確認された鉱山は、表2-1-2のとおり道内に9カ所ありますが、現在、アスベストを採掘している鉱山はありません。

なお、過去に採掘した鉱滓（採掘後の残りかす）を加熱等処理して無害化したものを原料とした製品を製造しているものとしてノザワ富良野事業場がありますが、道及び環境省では、この事業場周辺において大気中の石綿粉じん濃度を測定し、大気汚染防止法の敷地境界基準値以下であることを確認しています。

表2-1-2 道内のアスベスト鉱山

鉱山名	所在地	採掘期間
ノザワ富良野鉱山	富良野市	昭和17(1942)～昭和44年(1969年)
山部鉱山	富良野市	昭和17(1942)～昭和49年(1974年)
布部鉱山	富良野市	昭和15(1940)～昭和24年(1949年)
浅野石綿鉱山	占冠村	昭和20年(1945年)
朝日右左府鉱山	日高町	昭和20(1945)～昭和25年(1950年)
東別鉱山	静内町・三石町	昭和16(1941)～昭和24年(1949年)
御園鉱山	静内町	昭和20(1945)～昭和21年(1946年)
宝鉱山	静内町・三石町	昭和17(1942)～昭和25年(1950年)
新興鉱山	平取町	昭和16年(1941年)

(出典：経済産業省資料)

### (3) 石綿ばく露作業に関する労災認定事業場

厚生労働省では、石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場等の名称を公表し、そこで働いていた方やその家族に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることについて、注意喚起するとともに、労災補償について周知を行っています。道内分については、建設業が529事業場、建設業を除く193事業場が公表されています。〈参考資料1〉

## 2 吹付けアスベスト等の使用状況・措置状況

### (1) 調査の概要

平成17年(2005年)6月、大手機械メーカー(株)クボタが、石綿管や住宅建材を製造していた旧神崎工場(尼崎市)で、中皮腫などの石綿疾病により過去に従業員75名が死亡したと公表し、工場周辺の住民にも中皮腫患者がいることが判明して以降、アスベストによる健康被害が社会問題化したことから、道有施設をはじめ市町村有施設や民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況を把握するため、市町村や民間建築物の所有者の協力を得ながら、約6万施設を対象に次のとおり調査を行いました。

道では、この調査結果に基づき、アスベストの適切な管理と除去についての指導に役立てるため、「アスベスト台帳」を作成し、毎年、この台帳を活用して各施設における措置の状況等を確認しています。

### (2) 調査結果

平成29年度(2017年度)の措置状況調査の結果、平成30年(2018年)3月末現在で対象施設の約4%にあたる2,492施設に吹付けアスベスト等の使用が確認されています。

このうち吹付け材の表面が劣化・損傷しており、アスベストの飛散のおそれがある「評価A又はB」の施設については、アスベストの除去など必要な措置を行うこととしており、それまでの間は、立入禁止など利用状況に応じた措置がなされています。

また、吹付け材の表面が安定しており、アスベストの飛散のおそれがない「評価C」の施設については、毎年度、施設の所有者がその表面の状態の確認や室内環境調査(空気中のアスベスト濃度の測定)をするなど、アスベストの飛散がないよう管理・点検しています。〈参考資料2〉

表2-2-1 吹付けアスベスト等使用状況調査の概要

区分	対象施設	対象建材	調査開始	調査実施部局(組織名は現名称)
道有施設	平成8年度以前竣工建築物	吹付けアスベスト等	H17.8	建設部建築局建築保全課/教育庁総務政策局施設課/道警本部総務部施設課/企業局総務課/道立病院局病院経営課
市町村有施設	平成8年度以前竣工建築物	吹付けアスベスト等	H17.8	環境生活部環境局循環型社会推進課
教育施設	平成8年度以前竣工建築物	吹付けアスベスト等	H17.7	教育庁総務政策局施設課/生涯学習推進局生涯学習課/同文化財・博物館課/環境生活部文化局文化振興課/同スポーツ局スポーツ振興課/総務部法務・法人局学事課
病院・社会福祉施設	平成8年度以前竣工建築物	吹付けアスベスト等	H17.8	保健福祉部地域医療推進局医務業務課/同福祉局施設運営指導課
民間建築物	昭和31年~平成元年、延床面積500㎡以上、木造以外	吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール	H17.7	建設部住宅局建築指導課/保健福祉部健康安全局食品衛生課(特定建築物)

※「吹付けアスベスト等」: 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け、折板裏打ち断熱材で、アスベストをその重量の0.1%を超えて含有するもの



### 3 石綿含有保温材等の使用状況等

学校施設等は文部科学省、病院・社会福祉施設等は厚生労働省、地方公共団体所有施設は総務省が調査を行っています。

道有施設については、使用状況及び除去等の措置状況を調査しており、また、保温材等の点検方法等を定め、適切な管理に努めています。〈参考資料3〉

## 4 本道におけるアスベスト濃度の現況

### (1) アスベスト大気濃度調査結果

環境省が実施した、北海道内のアスベスト大気濃度調査結果は表 2-4-1 のとおりです。

表 2-4-1 平成 29 年度 (2017 年度) アスベスト大気濃度調査結果

地域分類	市	地域名	地点数	検出範囲 石綿繊維数幾何平均値(本/L)
住宅地域	富良野市	富良野市住宅地域	1	0.17~0.30
旧石綿製品製造事業場等	富良野市	(株)ノザワフラノ工場	6	0.17~2.2

なお、アスベストには環境基準はありませんが、WHO の環境保健クライテリアによると、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1~10 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされており、道内の大気環境濃度は問題となるレベルではないと考えられます。

### (2) 建築物の解体現場周辺のアスベスト濃度

道では、平成 18 年(2006 年)6 月から大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業<sup>2-1</sup>現場周辺の環境調査を実施し、アスベスト濃度を測定するなどして作業が適切に行われているか確認しています。

平成 18 年(2006 年)6 月から 20 年(2008 年)8 月までの間における 21 施設の測定結果は 0.1 未満~22.2 本/L で、アスベスト製品製造工場の敷地境界基準値である 10 本/L を超えた事例が 1 件ありましたが、法に定める作業基準に違反したのではなく、作業区域外の機械や配管の上部に作業前から堆積していたアスベストを含む粉じんが清掃不十分のため一時的に屋外に飛散した事例でした。このため、同様の事例が起こらないよう、立入検査などの際に事前の清掃を十分に行うよう注意喚起しています。

## 5 本道におけるアスベスト被害の現況

厚生労働省の人口動態統計によると、平成 29 年(2017 年)に中皮腫で死亡された方は全国で 1,555 名となっており、中皮腫の統計がとられはじめた平成 7 年(1995 年)の 500 名と比べて、約 3 倍に増えています。このうち北海道は 73 名(平成 7 年(1995 年)は 23 名)、全国比で 4.7%となっています。

また、アスベストによる疾病(肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚)として労災補償を受けている方々も増えており、平成 29 年度(2017 年度)は、全国で 987 件となっており、このうち北海道は 63 件、全国比で 6.4%となっています。

<sup>2-1</sup> 特定粉じん排出等作業については、第 3 章の 3「大気汚染防止法による規制」を参照

表 2-5-1 アスベスト被害の推移

項目		年(度)	平成7年 (1995年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
中皮腫による死亡者数 (厚生労働省人口動態統計)	北海道(a)		23人	62人	65人	67人	86人	73人
	全国(b)		500人	1,410人	1,375人	1,504人	1,550人	1,555人
	全国比(a/b)		4.6%	4.4%	4.7%	4.5%	5.5%	4.7%
アスベストによる疾病 の労災認定件数 (厚生労働省資料)	北海道(c)		0件	55件	59件	74件	80件	63件
	全国(d)		23件	1,008件	1,002件	969件	981件	987件
	全国比(c/d)		0.0%	5.5%	5.9%	7.6%	8.2%	6.4%

※ 平成7年の認定件数は、肺がん・中皮腫のみ

一方、労災補償等の対象とならない方々を救済するために創設された石綿健康被害救済制度の申請件数は、申請の受付を開始した平成18年(2006年)3月から29年(2017年)12月までに、全国で17,159件(うち北海道は660件・全国比3.8%)となっており、このうち医療費等の支給が認定されたのは、全国で12,629件(うち北海道502件・全国比4.0%)となっています。〈参考資料4〉

## 6 本道におけるアスベスト対策

### (1) 主な取組の経過

昭和62年(1987年)、学校等における吹付けアスベストの劣化や損傷の問題が発生したことから、道では、庁内関係部局で構成する「アスベスト問題対策連絡会議」を設置し、アスベスト問題に対応してきました。また、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことから、平成17年(2005年)には知事を本部長とする「北海道アスベスト対策本部」を設置し、庁内の関係課が連携を密にして総合的な対策を推進してきました。

この間、国においてもアスベストの規制強化、健康被害救済に係る関係法令を順次整備してきています。

道では、これまでに整備された制度・方針等に基づき、時々の課題に柔軟に即応しながら、着実に総合的な対策を進めていくことが重要であるとの考えから、平成25年(2013年)3月に「対策本部」を、庁内の組織間の連携強化及び実務レベルの機動力を重視した「連絡会議」に再編して、アスベスト対策を推進しています。

表 2-6-1 北海道の主な取組

年度	事項	内容
S 62 (1987)	北海道アスベスト問題対策連絡会議の設置	アスベスト問題に関する道の関係機関における対応状況について、情報交換を行うとともに、吹付けアスベスト使用実態調査の実施、「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」を策定するなどの対策を実施 ※(平成17年度まで17回開催)
H 17 (2005)	北海道アスベスト対策本部の設置	アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことから、アスベスト問題に関して総合的な対策を推進するため、知事を本部長とする「北海道アスベスト対策本部」を設置
	吹付けアスベスト等使用状況調査の実施	昭和62年調査の対象外だった吹付けロックウール等を対象に加え、建築年次を拡大して吹付けアスベスト等の使用状況調査を実施 また、適切な管理・指導を行うため、調査結果を基に「アスベスト台帳」を作成
	アスベスト対策に係る国・道・政令市連絡会議の開催	北海道労働局、大気汚染防止法や廃棄物処理法を所管する政令市との連絡会議を開催し、建設業者等に対する連携した指導、相互の情報交換、必要に応じ合同立入検査の実施について合意

年度	事項	内容
	「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」改訂	関係法令の改正や石綿障害予防規則の制定を受け、昭和63年度に策定した「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」を改訂
	北海道アスベスト問題連携会議の設置	国の機関や道、市町村、関係団体等が相互に情報・意見交換を行い連携を図るため設置
	国への要望	アスベスト問題に関し、国の推進体制や健康被害、環境保全、財政措置等に関する事項などについて、国へ要望
H 18 (2006)	「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」策定	市町村及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し、必要な事項を定めた「指導指針」を策定
	アスベストセミナーの開催	事業者や道民への意識啓発を促進するため、札幌市と共催してアスベストセミナーを開催（札幌市）
	アスベスト関連法令改正説明会の開催	北海道労働局と連携し、労働安全、建築、廃棄物処理、大気汚染防止に関する法令改正の事業者説明会を全道12箇所で開催
H 19 (2007)	吹付けアスベスト等使用状況調査（補足調査）の実施	労働安全衛生法の改正により規制対象が1%から0.1%に拡大したことに伴い、補足調査を実施
	北海道アスベスト対策ハンドブックの作成（7月改訂）	事業者や行政の担当者等がアスベスト対策を行う上で参考となるよう「北海道アスベスト対策ハンドブック」を作成
H 20 (2008)	トレモライト等3種の確認調査を実施	厚生労働省からトレモライト等を含む石綿の分析調査の徹底等について通知があり、確認調査を実施
H 21 (2008)	北海道アスベスト対策ハンドブックの改訂（11月）	石綿障害予防規則の改正（事前調査の結果の揭示等）
H 24 (2012)	北海道地域防災計画にアスベスト対策を位置付け	地震・津波編にアスベスト対策を追加記載
H 25 (2013)	北海道アスベスト対策本部から北海道アスベスト問題対策連絡会議に再編	庁内の連携強化及び実務レベルの機動力を重視した体制に再編
H 27 (2015)	道有施設のレベル2建材使用状況調査	道有施設の断熱材・保温材・耐火被覆材の使用状況の措置時期の確認調査
	北海道アスベスト対策ハンドブックの改訂（3月、12月）	石綿障害予防規則の改正（石綿含有保温材等に係る調査及び措置の追加）／大気汚染防止法の改正（作業基準の設定）
H 28 (2016)	道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアルの作成	レベル2建材の点検・記録方法を明確化
	北海道アスベスト情報ポータルサイトの作成	北海道のホームページをリニューアルし、アスベスト情報を道民へ提供
H 29 (2017)	北海道アスベストセミナーの開催	市町村や事業者等のレベル2建材に係る意識啓発のため、北海道労働局、アスベスト調査関係団体、マスクメーカー等と連携して、アスベストに係るセミナーを実施
	国への要望	アスベスト対策に関し、レベル2建材の総合的な対策、調査の効率的、効果的な実施、支援制度の充実強化を要望
	道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアルの改訂	点検時の留意事項、点検結果記録表の作成
	北海道アスベスト対策ハンドブックの改訂（3月）	道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル、石綿除去等に係る国の支援制度の掲載
H 30 (2018)	北海道アスベストセミナーの開催	市町村や事業者等を対象として、北海道労働局、アスベスト調査関係団体、マスクメーカー等と連携して、アスベストに係るセミナーを実施
	国への要望	アスベスト対策に関し、総合的な対策、調査の効率的、効果的な実施、支援制度の充実強化を要望

(2) 道有施設におけるアスベスト除去等の取組の推進

吹付けアスベスト等使用状況調査結果を踏まえ、「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」を昭和63年(1988年)8月に策定(平成19年(2007年)3月最終改定)し、早急な対策が必要な施設のアスベストの除去等を行っています。 <参考資料5>

表2-6-2 道有施設における吹付けアスベスト除去施設数

区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H17(2005)からの 除去施設総数
除去施設数	2	3	1	1	0	66

(3) アスベスト飛散防止に係る監視指導の徹底

建築物の解体等の届出工事については、大気汚染防止法や廃棄物処理法に基づき、原則としてすべての案件について、各(総合)振興局職員による立入検査を実施するとともに、必要に応じて労働基準監督署や関係法令を所管する政令市と合同立入検査を実施し、作業基準の遵守状況やアスベスト廃棄物の適正処理について検査を行うなど監視指導の徹底を図っています。

表2-6-3 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業等届出件数 (政令市所管を除く)

年度	H16 (2005)	H17 (2006)	H18 (2007)	H19 (2008)	H20 (2009)	H21 (2010)	H22 (2011)	H23 (2012)	H24 (2013)	H25 (2014)	H26 (2015)	H27 (2016)	H28 (2016)	H29 (2017)
件数	80	466	965	552	360	334	361	373	339	315	390	237	255	293

(4) ホームページ(HP)によるアスベスト情報の提供

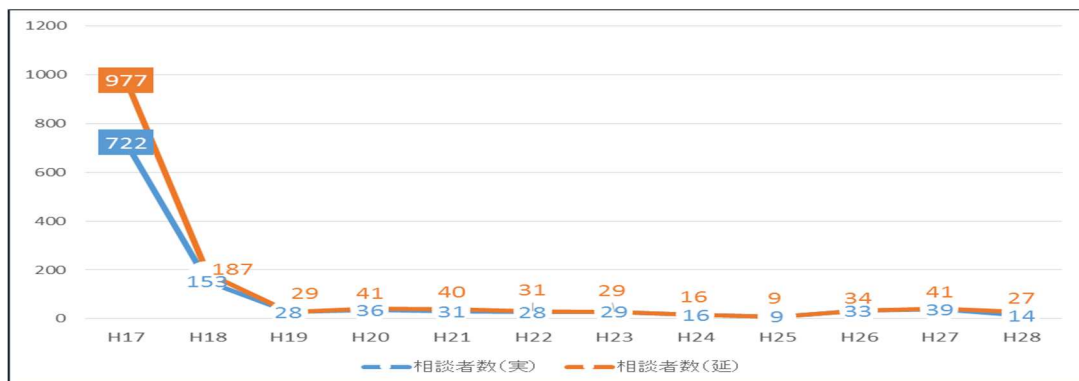
北海道のHPに「北海道アスベスト情報」を掲載し、関係省庁などのトピックスや道の取り組みなど、アスベストに関する情報を逐次提供しています。

< URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm> >

(5) 健康相談の実施

道民の健康不安に対応するため、道立保健所でアスベストに関する健康相談を実施し、石綿関連疾患や健康管理についての正しい情報提供と助言・指導を行うとともに、必要に応じ健康診断の受診勧奨、専門医療機関の紹介を行っています。

図2-6-4 道立保健所におけるアスベスト相談件数

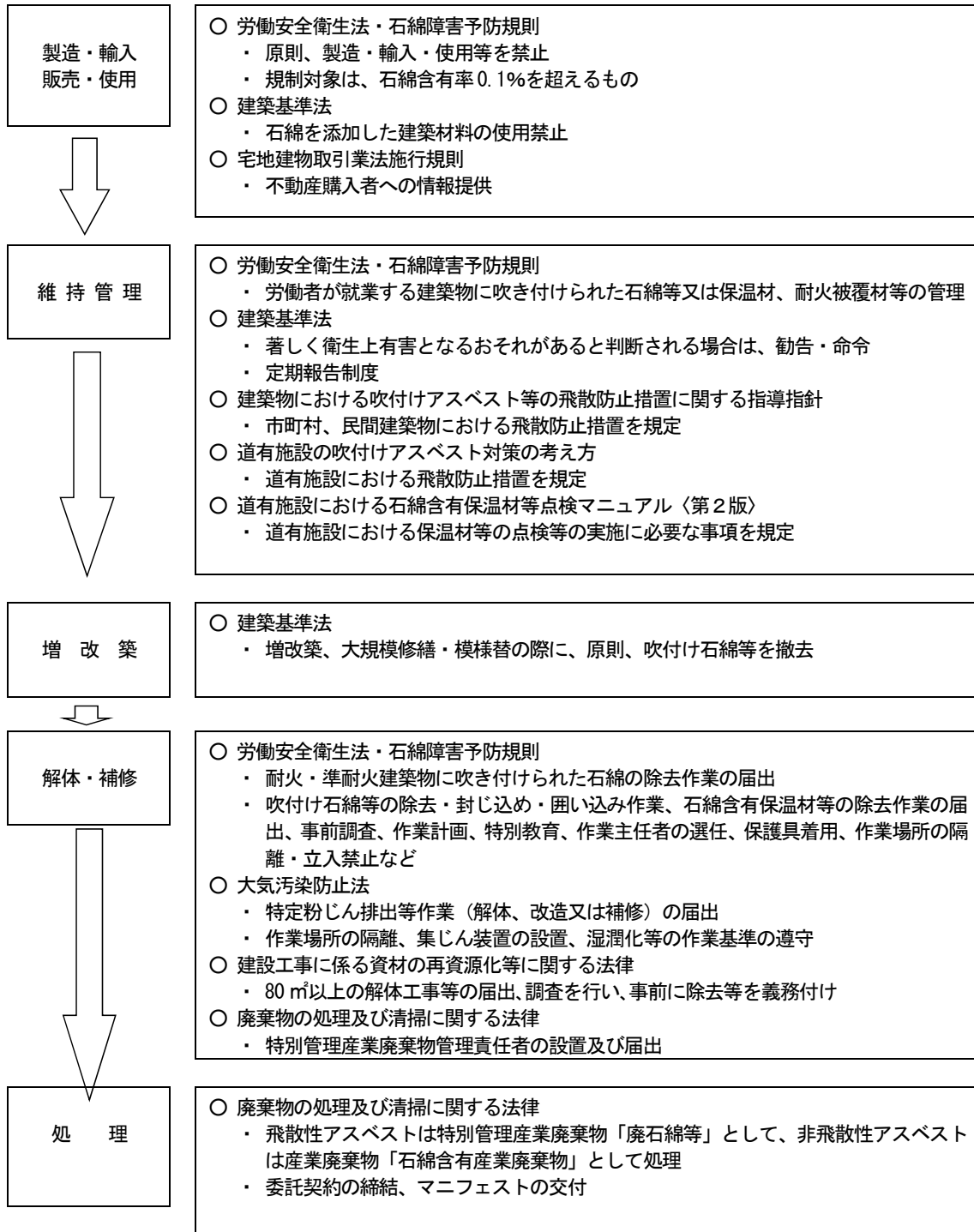


(道保健福祉部健康安全局地域保健課調べ)

## 第3章 アスベストに関する法規制及び行政指導

### 1 法規制及び行政指導の概要

アスベストを含有する建材については、製造から廃棄までの各段階において、次のとおり法令等に基づき、周辺環境への飛散防止など適切な措置を取ることとしています。



## 2 既存建築物における使用に係る法規制及び行政指導

建築物に使用されているアスベストについては、労働安全衛生法や石綿障害予防規則、建築基準法による規制があります。

### 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

事業者は、石綿による労働者の健康障害を予防するため、石綿にばく露される労働者の人数、労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう、関係施設の改善、健康管理の徹底その他必要な措置を講じることが定められています。

### 建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、石綿を飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれがあることから、石綿による健康被害を防止するための建築物の基準として、建築物における石綿の使用に関する規制が定められています。

### 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方

吹付けアスベスト等を使用している建築物からのアスベスト粉じんの飛散防止に関して、道では、市町村及び民間建築物について「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」、道有施設については「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」を策定しています。〈参考資料5、6〉

### 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル

平成26年(2014年)に石綿障害予防規則が改正され、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材(以下「石綿含有保温材等」という。)が石綿粉じんを飛散させるおそれがある場合には、飛散防止措置が必要となったことから、道では、吹付けアスベストの飛散防止措置に加え、石綿含有保温材等の道有施設の実態を把握するため、職員が行う点検マニュアル「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」を作成し、点検結果に基づき効率的、効果的にアスベスト粉じんの飛散防止措置を講じることとしています。〈参考資料7〉

### (1) 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による規制

#### ア 建築物に吹き付けられた石綿等又は石綿を含む保温材、耐火被覆材等の管理

- ① 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷、劣化等により粉じんを飛散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、その石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を取らなければなりません。
- ② 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、その建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁などに吹き付けられた石綿等や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷、劣化などによりその粉じんを飛散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、アと同様の措置を取らなければなりません。

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（抜粋）（平成26年3月31日 技術上の指針公示第21号）

3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項

3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

石綿則第10条第1項又は第4項に規定する労働者を就業させる建築物等に係る措置については、事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検すること。

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について（抜粋）（平成26年4月23日付基発0423第7号）

第4 細部事項

4 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等の業務における留意事項（改正指針3）について  
新技術指針の3-1中の「目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検する」とは、目視により石綿含有建材の劣化状況の確認すること、又はJIS K 3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法」\*等により、総繊維数濃度又は石綿の濃度が、建築物屋外の濃度と同程度であることを確認することをいうこと。

\* JISK3850-1:2006（空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）

大気をメンブレンフィルターに捕集した後、フィルターを低温灰化で除去し、分散染色モードにて位相差顕微鏡で観察しながら繊維状物質の数をカウントする。

イ 保護具等の着用

- ① 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物に吹き付けられた石綿等<sup>3-1</sup>や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷、劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。
- ② 労働者は、事業者からアの保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければなりません。

(2) 建築基準法による規制

ア 規制対象建築材料・吹付け石綿

吹付けアスベストでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの

イ 規制の内容

既存の建築物や工作物で規制対象建築材料が使用されているものについては、増改築等の際に、すべての規制対象建築材料を除去しなければなりません。

ただし、次のとおり緩和適用が受けられる場合があります。

- ① 増改築で、増改築部分が既存建築物の延べ床面積の2分の1以下である場合
  - ・ 増改築部分に、規制対象建築材料が使われないこと
  - ・ 増改築以外の部分に規制対象建築材料がある場合には、封じ込め若しくは囲い込みの措置で対応することも可能

<sup>3-1</sup> 「その労働者を臨時に就業させる」とは、通常労働者が立ち入らない場所における臨時的作業に従事させることをいい、例えば、天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等がある。また、「吹き付けられた石綿等」には、石綿その重量の0.1%を超えて含有する吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトが含まれる。

(例) 増築の場合

既存部分 (A)	増築部分 (B)
-------------	-------------

- ・  $B \leq A \times 1/2$  の場合  
Aの部分にある規制対象となる建築材料は、封じ込めや囲い込みの措置で対応することも可能
- ・  $B > A \times 1/2$  の場合  
Aの部分にある規制対象となる建築材料は、除去しなければならない

② 大規模修繕・模様替の場合

- ・ 大規模修繕・模様替部分に、規制対象建築材料が使われないこと
- ・ 大規模修繕・模様替以外の部分に規制対象建築材料がある場合には、封じ込め若しくは囲い込みの措置で対応することも可能

ウ 石綿飛散防止剤

増改築の際に封じ込め措置を施す場合は、国土交通大臣の認定を受けている石綿飛散防止剤を使用しなければなりません。石綿飛散防止剤の認定状況は次のHPに掲載されています。

< URL [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000042.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html) >

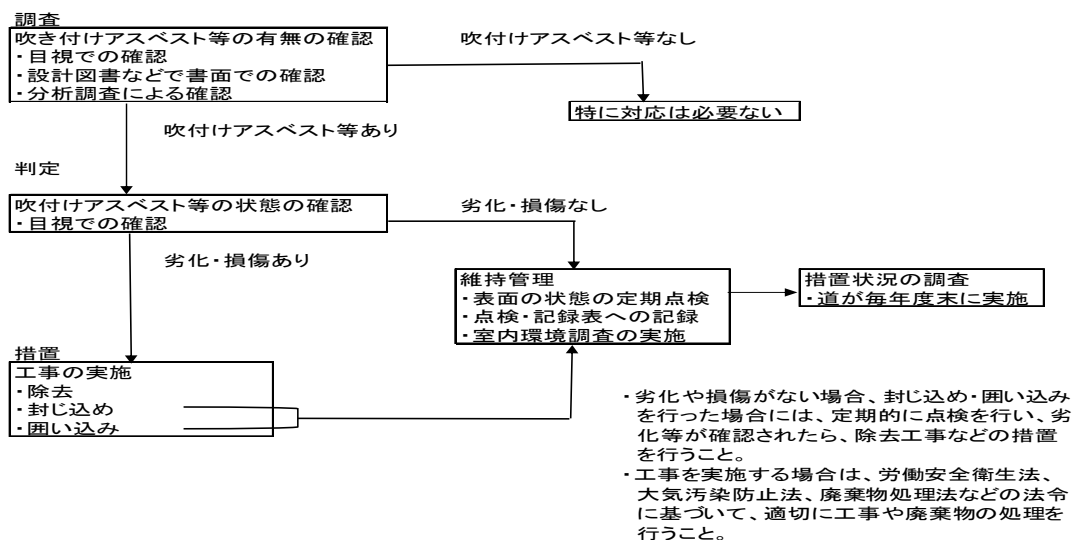
(3) 「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」

ア 目的

建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針(以下「指導指針」という。)は、市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ることを目的としています。

イ 所有者が行う主な措置

- a 建築物の所有者等は、建築物内の吹付け材の有無について、調査を行うこと
- b 吹付けアスベスト等<sup>3-2</sup>の表面に劣化や損傷がある場合は、除去すること
- c 表面が安定している場合は、定期的に点検し、適切に維持管理を行うこと



<sup>3-2</sup> 吹付けアスベスト等とは、建物に使用されているアスベストのうち、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等（吹付けひる石（バーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け）、折板裏打ち断熱材で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。



## ウ 指導指針の説明

### 1. 調査

吹付けアスベスト等が使用されているかを確認するためには、まず、目視や設計図書（建築時の施工図面や材料表等）などにより吹付け材の有無を確認します。次に、設計図書などにより、建物の建築年次、建物に使われている吹付け材の商品名などから、吹付け材にアスベストが含まれているか判断します。

設計図書などが無い場合は、建築した工務店や建築士に相談してください。

#### ① 目視での確認

目視により施工箇所を確認します。

種類	主な施工箇所
吹付けアスベスト 吹付けロックウール	(耐火被覆用) 3階建て以上の鉄骨造建築物の梁、柱、デッキプレートの裏面など (吸音、断熱用) ビルの機械室、ボイラー室、地下駐車場等の天井、壁など
吹付けひる石等	体育館、講堂、学校、工場等では、天井、壁など
折板裏打ち断熱材	車庫、倉庫、渡り廊下などの金属板屋根の裏

なお、吹付けアスベストと吹付けロックウールは、針で容易に貫通し、これ以外は容易に貫通しないので、判別は可能と言われていますが、石綿の有無の判断は難しく、分析調査を実施する必要があります。

また、目視による確認の際、暗い場所、狭い場所、足場の悪い場所などで調査をする時は、十分に気をつけて調査をしてください。

#### ② 設計図書などによる確認

建物の建築年次、吹付けアスベスト等の表記、商品名の表記を確認します。

吹付けアスベストは、昭和30年(1955年)頃から50年(1975年)まで使用されていました。吹付けロックウールは平成元年頃まで、その他については平成8年頃まで使用された可能性があります。実際の施工において、設計図書などに記載のある材料が使用されているとは限りませんので注意してください。

また、商品名は同じでも製造年によってアスベストが含まれていない場合がありますので、建築物が施工された年代と商品の製造年をあわせて確認することが必要です。

〈吹付けアスベスト等の使用時期、商品名 参考資料8〉

#### ③ 分析調査による確認

目視や設計図などによる確認で、おおよその見当はつきますが、正確に特定するためには、専門の分析機関に依頼し、分析調査を行う必要があります。

分析調査は、平成26年(2014年)3月28日付けで新たに制定されたJISA1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JISA1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJISA1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）により行う必要があります。

〈道内の分析機関 参考資料9〉

### 2. 判定

アスベストは繊維状の物質で、空気中に浮遊（飛散）している場合、吸い込む可能性があります

ので、飛散するおそれがあるか確認が必要です。吹付けアスベスト等の表面の状態により、次の3段階に分けて判定します。

- A：吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。  
又は、囲い込み材が全体的に損傷している。
- B：吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。  
又は、囲い込み材が部分的に損傷している。
- C：吹付け材の表面が安定しており、劣化もしていない。  
又は、囲い込み材に全く損傷が見られない。

具体的には、表面に毛羽立ちがある、繊維のくずれがある、繊維の垂れ下がりがある、下地との間に浮き・はがれがある、アスベスト層の損傷・欠損があるかを確認してください。

なお、吹付けひる石等については、表層の一部に傷やひび割れがあっても、表面全体が安定した状態にあれば、飛散のおそれは低いものと考えられます。

〈吹付けアスベストの劣化状態 p29「吹付けアスベストの劣化状態及び種類」参照〉

### 3. 措置

吹付けアスベスト等の飛散を防止するための措置（工事）には、除去、封じ込め、囲い込みがあります。

- 除去  
除去とは、吹付けアスベスト等を全て除去して、他のアスベストを含まない建材等に代替する方法です。
- 封じ込め  
封じ込めとは、吹付けアスベスト等の表面に固化材を吹き付けることにより塗膜を形成したり、吹付けアスベスト等の内部に固化材を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより飛散を防止する方法です。
- 囲い込み  
囲い込みとは、吹付けアスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含まない建材で覆うことにより、飛散を防止する方法です。

封じ込め、囲い込みについては、施工後も維持管理が必要であり、改修・解体時に再度費用がかかることから恒久的な対策である除去をすることが望まれます。

次に、判定に応じ、次の措置を行ってください。

- A：早急に除去をしてください。ただし、囲い込みや封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、その限りではありません。  
なお、除去等の措置が行われるまでの間は、利用状況に応じ、室の使用を停止したり、立ち入りを制限するなどしてください。
- B：速やかに除去をしてください。ただし、囲い込みや封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、その限りではありません。  
なお、除去等の措置が行われるまでの間は、利用状況に応じ、室の使用を停止したり、立ち入りを制限するなどしてください。
- C：当面は、定期点検を実施しながら使用を継続しても差し支えありませんが、将来的には、計画を立て除去等の措置を行ってください。

なお、吹付けひる石等については、当面、定期点検を実施しながら使用を継続して差し支えありません。

除去等の措置は、改修工事の一種であり、法令等に基づき、作業の届出や工事の際の飛散防止の措置を行う必要があります。

#### 4. 維持管理

判定Cの場合や判定A及びBで除去以外の措置を行った場合は、除去が行われるまでの間、吹付けアスベスト等の表面の状態を定期的に点検し、「点検・記録票」(p30)に記録してください。

定期点検により、表面の状態に変化があった場合、つまり、判定がCからA又はBに変わった場合は、判定に応じた措置を行ってください。

##### ① 定期点検

- ・ 利用頻度の高い場所については、概ね3カ月に1回程度、吹付けアスベスト等の表面の状態を確認してください。  
(例) 病室、教室、事務室、店舗、図書室、会議室、廊下、階段、給湯室など人の出入りが多く、常時使用する場所
- ・ 利用頻度の低い場所については、6カ月に1回程度、吹付けアスベスト等の表面の状態を確認してください。  
(例) 倉庫、機械室、電気室、非常階段などで、その場所に常駐する人がいないなど人の出入りが少ない場所

##### ② 室内環境調査

- ・ 点検の際は、空気中のアスベスト濃度の測定を年1回程度行うよう努めてください。

#### 5. 措置状況の調査への協力

道は、吹付けアスベスト等の措置の状況を把握するため、定期的に調査を行います。建築物の所有者等は、道が行う調査に協力してください。

#### 6. 多くの方が使用・利用する建築物について

映画館、学校、病院、百貨店など、多くの方が使用・利用する建築物の利用に供する部分（以下「供用部分」という。）で、吹付けアスベスト等が確認された場合は、建築物の所有者等は自らその状況を公表してください。

道は、供用部分の吹付けアスベスト等の状態が飛散のおそれが著しいと認めるときは、所有者等に措置を講じるよう指導し、これに従わないときは、その旨を公表することができることとしています。

#### 7. 関係法令等の遵守

建築物の所有者等は、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の維持管理、解体改修に当たっては、関係法令等に定める事項を守らなければなりません。

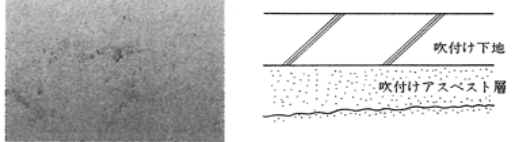
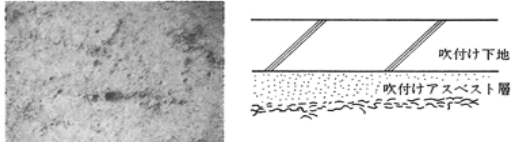
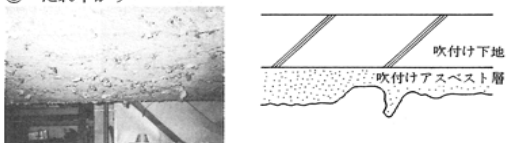
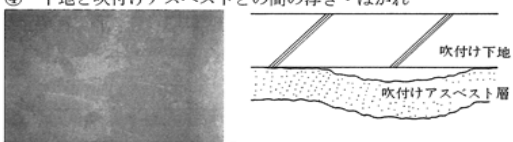
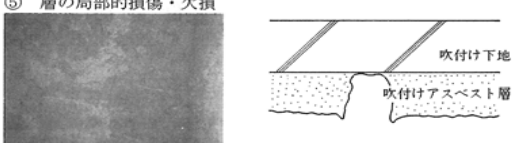
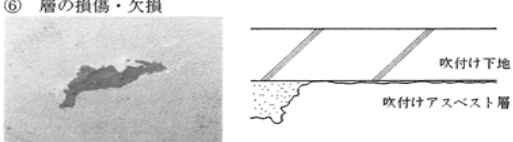
建築物の維持管理については、石綿障害予防規則、建築基準法の規定を、建築物の解体改修工事に当たっては、「解体工事等に伴う関係法令の規制一覧」に記載している事項を遵守するほか、解体業者の選定に当たっては、廃棄物処理法に配慮の上、飛散防止を図る必要があります。

〈参考資料6〉

点検・記録表

建築物の名称		建築物の所在地（市町村名）		建築物の所在地（住所）		建築物の所有者		点検計画等	点検周期	点検内容
建築物の用途		構造	延べ床面積	建築年月	建築物の管理者・担当部課名	(TEL)				
アスベストの使用状況等	使用箇所（室名）							維持管理状況	使用箇所 年月日	
	使用部位									
	使用面積									
	建材の種類									
	露出の状況									
	アスベストの状況（判定）									
	利用頻度									
除去等の飛散防止措置の状況等	過去の措置状況							備考		
	措置を講ずるまでの対応									
	措置計画									
	工法									
	工事完了年月日									
	工事施工業者									
	工事記録									
	（室内環境調査結果）									
	廃棄物収集運搬業									
	廃棄物処分業者									
備考										

吹付けアスベストの劣化状態及び種類

劣化状態	定義・主な要因
<p>① 層表面の毛羽立ち</p> 	<p>吹付けアスベストの表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。</p>
<p>② 繊維のくずれ</p> 	<p>「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。</p>
<p>③ たれ下がりが</p> 	<p>吹付けアスベストの一部分が劣化し、外力等によって層外へたれ下がっているもの。</p>
<p>④ 下地と吹付けアスベストとの間の浮き・はがれ</p> 	<p>吹付けアスベストの下地への付着力が低下することによって、吹付けアスベストと下地との間にすき間、はく離がみられるもの。</p>
<p>⑤ 層の局部的損傷・欠損</p> 	<p>人為的、又は経時変化によって、アスベスト層の表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹、はく落、はく離。</p>
<p>⑥ 層の損傷・欠損</p> 	<p>人為的、又は経時変化によって、生じた施工面のほぼ全面にわたる凹、はく落、はく離。</p>

#### (4) 「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」

吹付けアスベスト等は、劣化や損傷により、アスベストが空气中に飛散するおそれがあり、道有施設利用者等の安全を確保するため、次のとおり必要な措置等を定めています。

##### ① 対象施設

北海道が財産管理している平成8年度以前に竣工した全ての施設

##### ② 対象となるアスベスト

吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等（吹付けひる石（パーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け）及び折板裏打ち石綿断熱材で、含有する石綿の重量が0.1%を超えるもの

※ 折板裏打ち石綿断熱材は、吹付け材ではありませんが、スポンジ状やウール状など、その表面は硬いものではなく、飛散のおそれが高いと言われていること、文部科学省や厚生労働省が行った使用状況調査の対象であり、除去等の措置を講じるよう通知されていることから、対象としているところです。

##### ③ 方針

a 設計図書及び分析調査等により、アスベストの存在が確認された場合は、吹付け材の状態を把握するとともに、必要に応じて室の使用停止等の措置や室内環境調査を行う。

※ 基本的には目視により吹付け材の状態を把握し、状態に応じた措置を行うこととなりますが、目視による判断がつかない場合は、室内環境調査を行い室内のアスベストの飛散状況を勘案して判断してください。また、「必要に応じて」には、利用者（例えば、学校における児童・生徒やその父兄）へアスベストの飛散状況を説明する必要がある場合を含みます。

b アスベストは、除去することを原則とする。ただし、緊急に施設の使用を再開しなければならないなど特別の事情がある場合で、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、除去以外の対策を講じることができるが、施設の計画的な改修等が行われる際には、その改修工事等に合わせて除去を行うものとする。

※ 恒久的な措置である除去を原則としています。囲い込み又は封じ込めにより措置した場合、その後の定期点検、修繕・解体時の措置費用など、建物のライフサイクルコストは増すことになり、安易に囲い込みや封じ込めをすることは避けるべきです。なお、「施設の計画的な改修等」とは、施設保全のための計画修繕及び解体をいいます。

##### ④ 具体的措置の進め方

a アスベストが剥離しているか又は劣化が著しいものについては、早急に除去工事を実施する。

b アスベストが安定状態にある施設については、吹付けひる石等を除き、改修等が行われる際に除去工事を合わせるなどした計画を策定し、順次、除去工事を実施する。なお、施設管理者は、除去が行われるまでは定期点検等を行い、アスベストの状態を把握し、適切に維持管理するものとする。

※ 「アスベストが剥離しているか又は劣化が著しいもの」とは、道有施設の吹付けアスベスト等使用状況調査の判定A又はBの状態（吹付け材の表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は囲い込み材が損傷している）を、「アスベストが安定状態にある」とは、判定Cの状態（吹付け材の表面が安定しており、劣化もしていない。又は囲い込み材に全く損傷が見られない）を指します。

bの除去計画については、施設管理者が法令の規定や施設の利用状況、財政状況等を勘案して策定することとなります。

なお、「定期点検等」には室内環境調査も含まれます。③のaの方針に沿って、施設管理者が必要か否かを判断してください。

c 吹付けひる石等は、その態様が成形板に近い固化された状態であることから、飛散性が低いと考えられるが、損傷や劣化の程度によってはアスベストが飛散する可能性があるため、吹付けひる石等についても、除去することを原則とする。ただし、吹付け材等の状態が剥離、劣化しておらず安定した状態にあるものは、当面、定期点検の中で、必要に応じて室内環境調査を実施しながら使用を継続しても差し支えないこととする。

※ 吹付けひる石等については、建築基準法では、アスベストの飛散のおそれがない建築材料とされていますが、石綿障害予防規則第10条の「吹き付けられた石綿等」に含まれ、建築物所有者の管理の対象となっていること、文部科学省や厚生労働省が行った使用状況調査の対象であり、除去等の措置を講じるよう通知されていることから、対象としているところです。  
剥離・劣化していれば、アスベストが飛散しているおそれが高い吹付けアスベストや吹付けロックウールと異なり、吹付けひる石等については、表層の一部に傷やひび割れがあっても、吹付け表面全体が安定した状態にあれば、飛散のおそれは低いと考えられるなど、吹付け材の状態だけで判断することは困難な場合があるので、こうした場合は室内環境調査を行い、飛散状況を勘案して判断してください。

#### ⑤ 除去以外の囲い込み処理等を行った場合の取扱い

過去の囲い込み処理等を行ったものについては、定期点検を実施しながら継続使用し、計画的な改修等が行われる際に合わせて除去を行うものとする。

#### ⑥ 定期点検等

施設の利用頻度が高い場合は概ね3カ月に1回、それ以外は6カ月に1回点検し、室内環境調査については、年1回程度実施することとする。

※ 室内環境調査の実施頻度については、一律に定めることは困難であり、③のaの方針に沿って、必要に応じて行ってください。

〈参考資料5〉

### (5) 北海道アスベスト台帳による使用状況の管理

#### ア 目的

アスベストによる健康被害の防止と生活環境の保全を図るため、吹付けアスベスト等を使用している建築物について、「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」及び「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」に基づき、適切な管理・指導を行う際の進行管理に資するため、アスベスト台帳を作成し、アスベスト対策の推進を図るものです。

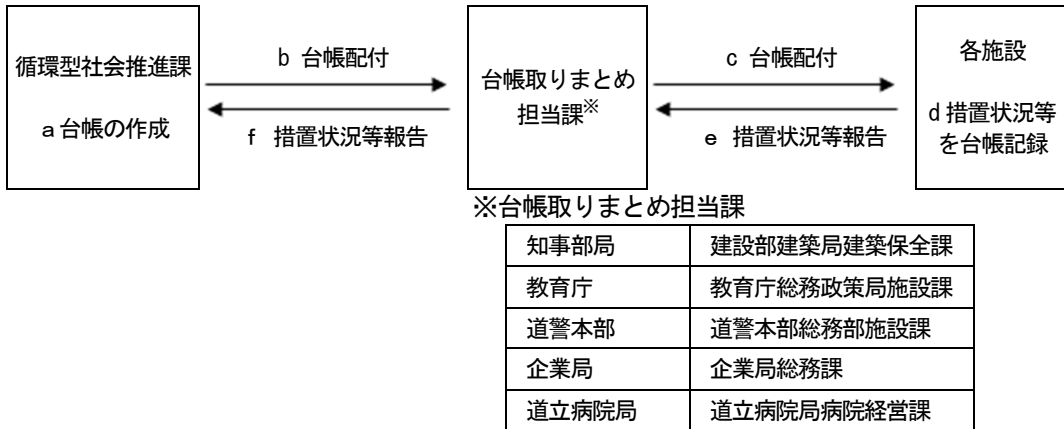
#### イ 対象建築物

道が行った吹付けアスベスト等に係る使用状況調査や建築物の所有者等からの相談等により、吹付けアスベスト等の使用が判明した道有施設、市町村有施設及び民間施設。

#### ウ 台帳の記載事項

「北海道アスベスト台帳」記載の各項目

エ 道有施設の取扱い



(作成・配付)

- a 環境生活部環境局循環型社会推進課は、アスベスト台帳を作成
- b 台帳取りまとめ担当課を経由し各施設に配付
- c 台帳取りまとめ担当課は、所管する施設の長に台帳を配付

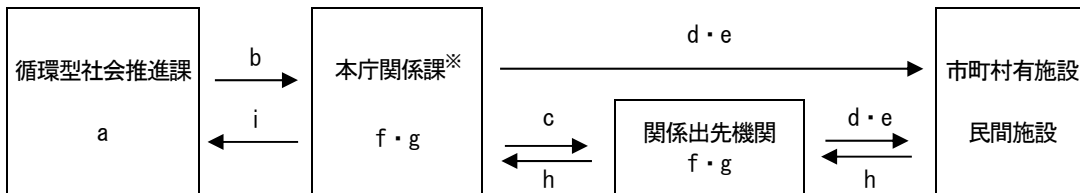
(台帳への記録)

- d 施設の長は、その後の措置の状況等を台帳に記録

(報告)

- e 施設の長は、翌年度4月15日までに毎年3月末現在の措置の状況等を台帳取りまとめ担当課に報告
- f 台帳取りまとめ担当課は翌年度4月末日までに、環境生活部環境局循環型社会推進課に報告

オ 市町村有施設及び民間施設の取扱い



※ 本庁関係課

教育庁総務政策局施設課	市町村立学校等
〃 生涯学習推進局生涯学習課	市町村立社会教育施設
環境生活部文化局文化振興課	市町村立文化施設
〃 スポーツ局スポーツ振興課	市町村立体育施設
保健福祉部地域医療推進局医務薬務課	病院
〃 福祉局施設運営指導課	社会福祉施設
総務部法務・法人局学事課	私立学校・幼稚園等
環境生活部環境局循環型社会推進課	上記以外の市町村有施設、札幌医科大学 道立総合研究機構
建設部住宅局建築指導課	上記以外の民間施設
保健福祉部健康安全局食品衛生課	「建築物衛生法」に定める特定建築物

(作成・配付)

- a 環境生活部環境局循環型社会推進課は、アスベスト台帳を作成
- b 台帳を関係課に配付

c 関係課は必要に応じ、所管する出先機関（関係出先機関）に台帳を配付

(建築物の所有者等への指導、台帳への記録)

d 関係課及び関係出先機関は、対象建築物の所有者等に、その後の措置の状況等について、毎年3月末現在で文書により調査

e 必要に応じ適切な措置を講じるよう指導

f 調査結果・指導した内容を台帳に記録

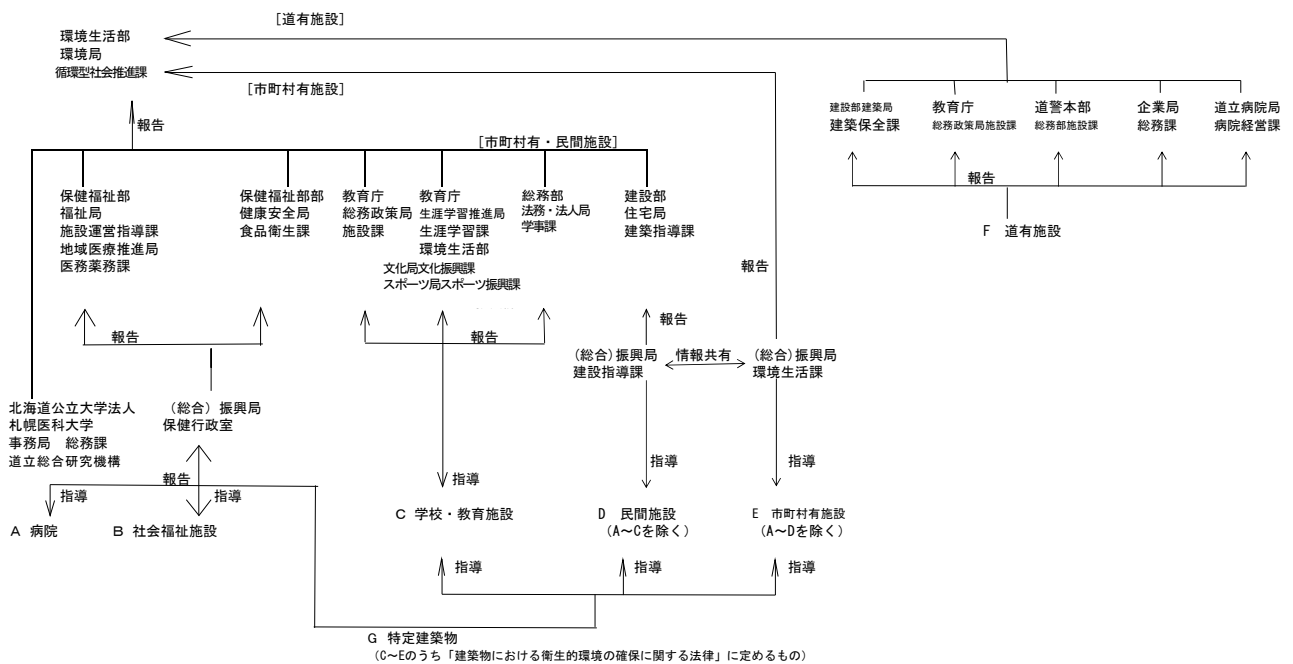
g 現地調査を行った場合は、その都度、確認・指導した内容を台帳に記録

(報告)

h 関係出先機関は、年度毎に確認・指導した結果をとりまとめ、翌年度4月15日までに関係課に報告

i 関係課は直接、確認・指導した分を合わせて、翌年度4月末日までに、環境生活部環境局循環型社会推進課に報告

アスベスト台帳管理運営実施要領フロー図（参考）





様式

施設番号(道有・市町村有・民間ー) 北海道アスベスト台帳

建築物の名称		建築物の所在地(市町村名)		建築物の所在地(住所)		建築物の所有者	
						(TEL)	
建築物の用途		構造	延べ床面積	建築年月	建築物の管理者・担当部課名		
					(TEL)		
アスベストの使用状況等	使用箇所(室名)						
	使用部位						
	使用面積						
	建材の種類						
	露出の状況						
	アスベストの状況(判定)						
	利用頻度						
除去等の飛散防止措置の状況等	過去の措置状況						
	措置を講ずるまでの対応						
	措置計画						
	工法						
	工事完了年月日						
	工事施工業者						
	工事記録						
	(室内環境調査結果)						
	廃棄物収集運搬業者						
	廃棄物処分業者						
備考							

様式

施設番号(道有・市町村有・民間ー) 北海道アスベスト台帳(記入例)

建築物の名称		建築物の所在地(市町村名)		建築物の所在地(住所)		建築物の所有者	
〇〇病院		〇〇市		〇条〇丁目		〇〇〇 (TEL)	
建築物の用途		構造	延べ床面積	建築年月	建築物の管理者・担当部課名		
病院		耐火	〇〇m <sup>2</sup>	〇〇年〇月	〇〇医事課 (TEL)		
アスベストの使用状況等	使用箇所(室名)	1F事務室	1F機械室				
	使用部位	天井	壁				
	使用面積	〇〇.〇m <sup>2</sup>	〇〇.〇m <sup>2</sup>				
	建材の種類	吹付けアスベスト	吹付けロックウール				
	露出の状況	露出	露出				
	アスベストの状況(判定)	C	B				
	利用頻度	高い	低い				
除去等の飛散防止措置の状況等	過去の措置状況	封じ込めH1.5					
	措置を講ずるまでの対応	特になし	室内立入制限				
	措置計画	H19までに除去	H19中に封じ込め				
	工法	除去	封じ込め				
	工事完了年月日	H18.8.15	H19.7.10				
	工事施工業者	(株)〇〇	(株)△△				
	工事記録	施行後	施行後				
	(室内環境調査結果)	〇本/L	〇本/L				
	廃棄物収集運搬業者	(株)△	(株)△△				
	廃棄物処分業者	(株)△	(株)△△				
備考	点検による管理	点検による管理					

### 3 建築物等の解体・廃棄に係る法規制及び行政指導

建築物及び工作物の解体、改修工事の際、次の法令による規制があります。解体等の作業時におけるこれら法令の手続きは図表3-3-1のとおりです。

#### 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としており、石綿障害予防規則では、石綿による労働者の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じることを定めています。

#### 大気汚染防止法

工場・事業場における事業活動や建築物の解体等に伴うばい煙、粉じんの排出等を規制すること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としており、石綿を使用している建築物等を解体、改造、補修する際の作業基準等が定められています。

#### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じ、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、特定の建設資材に石綿製品が混入していると再資源化ができなくなるため、建築物等の解体時に石綿製品などの有害物質を確実に分別することが定められています。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としており、石綿を含む廃棄物の飛散防止、適切な処分について処理基準等が定められています。

（参考）解体工事等に伴う関係法令の規制一覧

この一覧は、主要な規制内容について記載しているもので、これ以外にも守らなければならない事項があります。また、作業方法等によっては不要な場合や政令市により取扱が異なる場合がありますので、作業を行う前に参考資料に掲載している各法令の窓口にお問い合わせください。

区分	労働安全衛生法・石綿障害予防規則			大気汚染防止法			建設リサイクル法	廃棄物処理法			
対象作業	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業	石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に保つ作業	耐火被覆材等（粉じんを著し飛散するおそれのあるもの）の除去の作業	①、②以外の建材の除去の作業	石綿等が使用されている鋼製の船舶の解体等の作業	レベル1（除去） レベル2（掻き落とし、切断、又は破砕して除去）	レベル2（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去）	レベル1・2（囲い込み・封じ込め）	レベル1・2・3 【規模要件】 建築物：床面積合計80㎡以上の解体、床面積合計500㎡以上の新増築、請負金額1億円以上の修繕等 工作物：請負金額500万円以上の土木工事等	レベル1・2	レベル3
届出義務	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		
届出先	労働基準監督署	労働基準監督署			道・政令市	道・政令市	道・政令市	道・政令市	建設基準法の特定行政庁		
届出義務者	事業者	事業者			発注者	発注者	発注者	発注者	発注者・施工者		
届出期日	作業開始14日前 （耐火・準耐火建築物の除去） 作業開始前（その他）	作業開始前			作業開始14日前	作業開始14日前	作業開始14日前	作業開始14日前	作業開始7日前		
事前調査実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
事前調査記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
作業計画作成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
作業場所隔離	◎ ※1	◎ ※2	○	◎	◎	◎ ※2	○	◎	◎		
集じん・排気装置使用	◎ ※1	◎ ※2		◎	◎	◎ ※2	○	◎	◎		
負圧に保つ	◎ ※1	◎ ※2		◎	◎	◎ ※2	○	◎	◎		
出入口に前室設置	◎ ※1	◎ ※2		◎	◎	◎ ※2	○	◎	◎		
関係者掲示板設置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
住民掲示板設置	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
湿潤化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
関係者以外立入禁止	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
保護具着用	◎ ※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
特別教育	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
注文者の配慮	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
廃棄物処理方法										特別管理産業廃棄物として処理	石綿含有産業廃棄物として適正処理
法定資格	石綿作業主任者	石綿作業主任者	石綿作業主任者	石綿作業主任者						特別管理産業廃棄物管理責任者	

石綿含有建材は、その発じんのしやすさに応じ、3種類に大別されます。

レベル1：石綿含有吹付け材

レベル2：石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材

レベル3：レベル1・2以外の石綿含有建材（成形板）

◎：法令により義務付け

○：指導事項

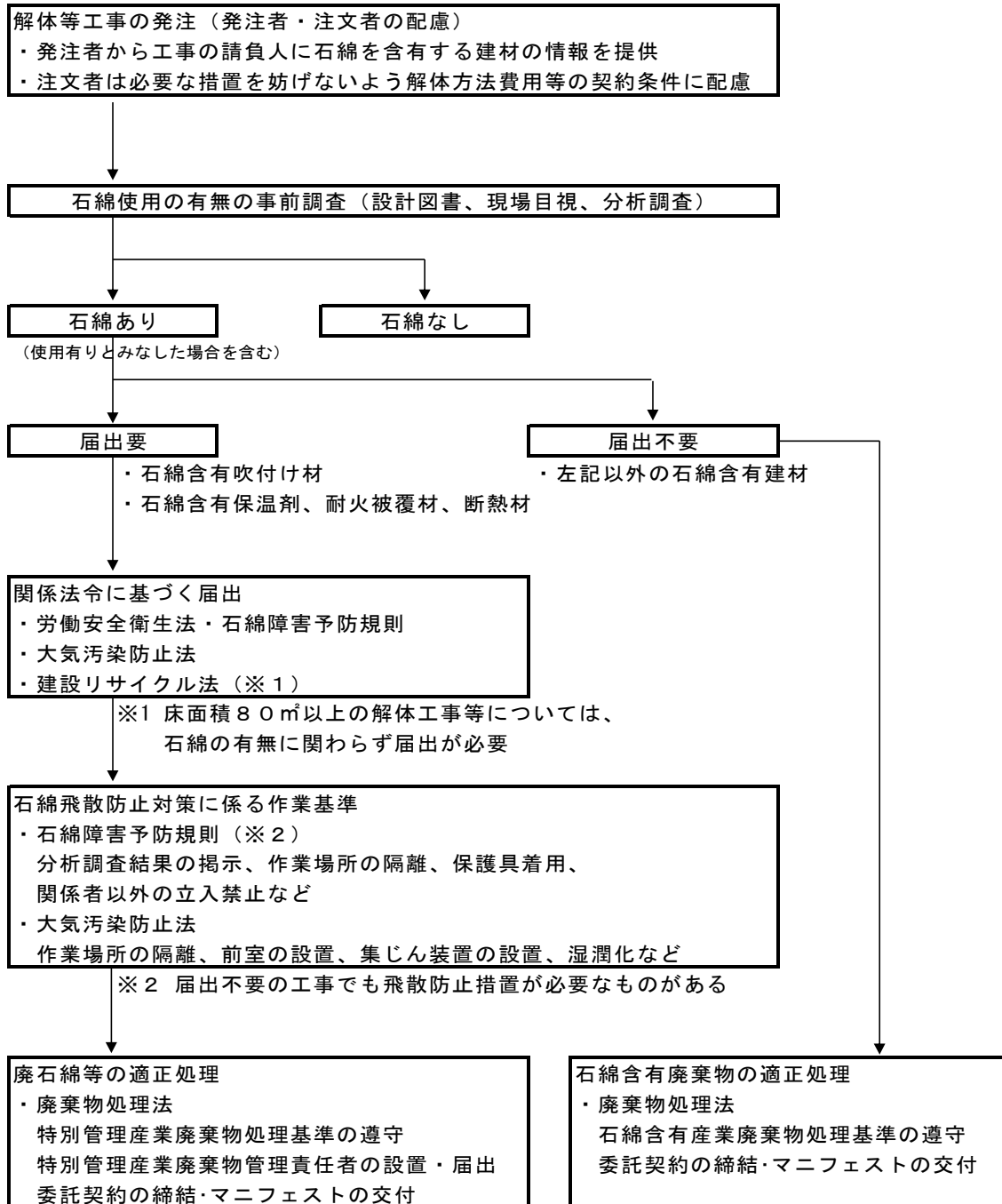
※1：石綿の切断等の作業を伴わない囲い込みについては不要

※2：石綿の切断等の作業を伴わない除去については不要

※3：除去の作業にあつては、呼吸保護用具は電動ファン付き呼吸用保護具等に限り

図表 3-3-1 建築物・工作物の解体工事等における法令の手続き

建築物等を解体する際に、石綿を含有する建材が使用されている場合は、関係法令を遵守し、適切な飛散防止措置をとらなければなりません。



## (1) 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による規制

## ア 建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体等に係る主な対策

## ① 事前調査

(石綿障害予防規則(抄))

## 第3条(事前調査)

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- 一 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業
- 二 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

3 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 第一項の調査を終了した年月日
- 二 第一項の調査の方法及び結果の概要

※ 厚生労働省労働基準局長(平成30年10月23日付け基発1023第6号)

## 1 告示の趣旨

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の把握を推進するため、国土交通省では、平成25年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を行ってきました。

また、建築物の解体・改修時においては、石綿障害予防規則第3条及び大気汚染防止法第18条の17の規定に基づき、解体等の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査(以下「事前調査」という。)が必要とされており、厚生労働省及び環境省では、石綿に関し一定の知見を有する等の者が当該調査を行うよう、周知啓発等を行ってきました。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれることを踏まえると、これらの調査に携わる者の育成については、一体的に行うことが効果的かつ効率的であると考えられることから、今般、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、解体作業等における石綿含有建材の事前調査に必要な知識を含む総合的な専門的知識を有する者を育成するため、旧規程の内容を発展させ、新規程を制定しました。

## 2 旧規程からの変更点

新規程においては、主に以下のとおり受講機会の拡大につながる見直しを行い、公正に正確な調査を行うことができる者の育成を推進することとしました。

## (1) 講習方法の区分

旧規程においては、建築物石綿含有建材調査者講習を単一のコース(講義、実地研修、筆記試験及び口述試験)とし、その修了者の名称を「建築物石綿含有建材調査者」としていましたが、新規程においては、講習を以下の2コースに区分し、それぞれの修了者を当該区分に掲げる名称となりました。

- ① 講義及び筆記試験 . . . . .「建築物石綿含有建材調査者」
- ② 講義、実地研修、筆記試験及び口述試験 . . . . .「特定建築物石綿含有建材調査者」

また、これらのコースは段階的に受講することが可能であるため、「建築物石綿含有建材調査者」があらためて実地研修及び口述試験を修了すれば、「特定建築物石綿含有建材調査者」となることができます。

なお、旧規程における講習修了者(旧規程の「建築物石綿含有建材調査者」)は、あらためて新規程による講習を修了することなく、「特定建築物石綿含有建材調査者」とみなされます。

## (2) 受講資格の拡大

建築物石綿含有建材調査者講習は、旧規程においては、建築に関して一定の知識及び経験を有する者を受講資格としていたが、新規程においては、これらの者に加えて、労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習の修了者等も受講可能としました。

## ② 作業計画

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等、封じ込め又は囲い込み作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ・ 作業の方法及び順序
- ・ 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ・ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法・ 大規模修繕・模様替部分に、規制対象建築材料が使われないこと

## ③ 届出

a 建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

b 物又は工作物の解体等の作業のうち、次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

- ・ 綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去等の作業
- ・ じ込め又は囲い込みの作業
- ・ a 外の吹付け石綿の除去作業

## ④ 特別教育

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に次の科目について、それぞれカッコ内の時間以上教育を行わなくてはなりません。<sup>3-3</sup>

- ・ 石綿の有害性（30分）
- ・ 石綿等の使用状況（1時間）
- ・ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間）
- ・ 保護具の使用方法（1時間）
- ・ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項（1時間）

## ⑤ 保護具、器具等

a 石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク又は送気マスク等）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。

b 隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去の作業にあつては、呼吸等保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等に限りま

す。

c 労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。

## ⑥ 湿潤化

石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

## ⑦ 隔離・立入禁止等

a 建築物又は工作物の解体等の作業における、吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業、石綿等の切断等の作業を伴う石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、次の措置を講じなければなりません。

<sup>3-3</sup> 事業者は、特別教育を行ったときは、受講者・科目等の記録を作成し、3年間保存しておかなければなりません。なお、事業者の代わりに特別教育を行っている団体等もあります。

ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません。

- ・ 当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離
  - ・ 作業場所の排気に、集じん・排気装置を使用
  - ・ 作業場所を負圧に保つ
  - ・ 集じん・排気装置の排出口からの粉じんの漏えいの有無を調査
  - ・ 作業場所の出入り口に前室、洗浄室、更衣室を設置
  - ・ 前室が負圧に保たれているか点検
  - ・ 異常があれば作業を中止し、集じん排気装置の補修などを行うこと
- b 建築物又は工作物の解体等の作業における、石綿等の切断等の作業を伴わない石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、a 以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
- また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- c その他の石綿を使用した建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
- ⑧ 付着物の除去、隔離の措置解除
- a 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- b 足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- c 作業場所の隔離の措置を講じたときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行った場合にあっては、当該建材を除去した部分を薬液等により湿潤化した後でなければ隔離の措置を解いてはいけません。

#### イ 建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体等の発注時における措置

##### ① 情報の提供

建築物等又は鋼製の船舶の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者<sup>3-4</sup>は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

##### ② 注文者の配慮

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

労働安全衛生関係法令や告示、通達は、厚生労働省のHP「アスベスト(石綿)情報」に掲載されています。

< URL [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html) >

また、建設業労働災害防止協会では、石綿障害予防規則に沿って作業を進める際の参考となる情報と対策手法をまとめた「新石綿技術指針対応版（平成26年施行）石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」を作成しています。

<sup>3-4</sup> 発注者とは、注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいいます。

## (2) 大気汚染防止法による規制

### ア 作業の届出

道が行った吹付けアスベスト等に係る使用状況調査や建築物の所有者等からの相談等により、吹付けアスベスト等を使用していることが判明した道有施設、市町村有施設及び民間施設特定粉じん排出等作業<sup>3-5</sup>を伴う建設工事の発注者又は自主施工者は、作業開始の日の14日前までに、届出をしなければなりません。

- ・ 当該建築物等の所在地を管轄する（総合）振興局保健環境部環境生活課に届出書を2部を提出してください。
- ・ 札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市の区域内における特定粉じん排出等作業については、各市の環境行政担当部局に提出してください。

また、道では独自に、届出者から「特定粉じん排出等作業完了報告書」により報告を徴収し、作業の完了確認を行っています。

なお、振興局への届出様式は、北海道電子自治体共同システムからダウンロードできます。  
 < URL <https://www.harj.lg.jp/SdsJuminWeb/TetsuzukiDetail> >

### イ 発注者への説明及び工事に関する配慮

#### ① 解体等工事に係る調査及び説明

解体等工事の受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、結果を発注者に対して説明しなければなりません。

- ・ 調査を終了した日、調査の方法及び調査の結果を書面を交付して説明する。
- ・ 調査結果を掲示<sup>3-6</sup>する。

#### ② 受注者の配慮

発注者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮しなければなりません。

### ウ 作業基準

#### ① 作業内容の掲示

見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けなければなりません。

- ・ 届出年月日及び届出先、届出者の氏名（名称）及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

※ 大気汚染防止法に基づく手続きに関して、次のような不備な事例がみられるので、届出や除去等作業にあたっては、十分な確認が必要です。

<sup>3-5</sup> 「特定粉じん排出等作業」： 特定建築材料が使用されている建築物その他工作物の解体、改造又は補修作業。ただし、作業場所から特定粉じんが排出されず、かつ飛散しない場合には、特定粉じん排出等作業に該当しません。

また、特定建築材料とは、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）で、「石綿を含有する」とは、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたことをいい、それが不明な場合にあっては、石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えることをいいます。

<sup>3-6</sup> 掲示は、調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、調査を終了した年月日、調査の方法及び特定建築材料の種類。

- ・ 施工現場が届出書の添付図面と整合していない
- ・ 隙間があるなど隔離が不十分
- ・ 作業場内の設備の養生洩れ
- ・ 掲示板が設置されていない、設置場所が不適切、記載内容の不足

② 作業の方法

項	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業（2項又は3項に掲げるものを除く）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材又は耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（3項に掲げるものを除く）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>



3	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

環境省は、大気汚染防止法令や通知、実際の現場において適正な飛散防止対策を講じるに当たっての留意点などを作業の流れに沿って示した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をHP「石綿（アスベスト）関連問題への取組」に掲載しています。

< URL <http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html> >

また、一般財団法人日本建築センターでは、吹付けアスベストの処理方法に関する技術的マニュアル「改訂既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」を作成しています。

### (3) 建設リサイクル法による規制

#### ア 対象建設工事

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）の規制対象となる建設工事は、次のア、イの条件を満たす工事です。

① 特定建設資材を用いた建築物等に関する解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等

（特定建設資材）

- ・ コンクリート
- ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・ 木材
- ・ アスファルト・コンクリート

② その規模が建設リサイクル法施行令で定める次の基準以上のもの

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

#### イ 届出

対象建設工事の発注者（自主施工者を含む）は、工事着工の7日前までに建築基準法の特定行政庁へ届出をしなければなりません。

届出様式や窓口などの詳細は、北海道のHP「建設リサイクル法のページ」に掲載されています。

< URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/risaikuru1.htm> >

#### ウ 事前調査

解体工事等を行う元請業者は、吹付け石綿その他の特定建設資材に付着した物の有無の調査を行わなければなりません。また、特定建設資材に付着していないアスベスト含有製品などの有害物質も事前調査の対象になります。

#### エ 事前措置

解体工事等を行う元請業者は、工事の施工前に、吹付け石綿その他の特定建設資材に付着した物や付着していないアスベスト含有製品などの有害物質を除去してから、分別解体・再資源化することが義務付けられています。

※ アスベスト以外の有害物質についても、各種の法律により取扱いが規制されており、それらの法律も遵守して事前調査、事前措置、施工、廃棄物処理することが必要になります。

#### (4) 廃棄物処理法による規制

飛散性を有するアスベスト廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

また、特別管理産業廃棄物に該当しないアスベスト廃棄物についても、「石綿含有産業廃棄物」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

##### ア アスベスト廃棄物

###### ① 飛散性アスベスト廃棄物

廃棄物処理法では、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）から発生する物などが特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に定義付けられており、具体的には、次のとおり、廃棄物処理法施行規則で定められています。

1. 建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
2. 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
  - イ 石綿保温材
  - ロ けいそう土保温材
  - ハ パーライト保温材
  - ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同様に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
3. 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

###### ② 非飛散性アスベスト廃棄物

従前は、非飛散性アスベスト廃棄物について法令上の定義は定められていませんでしたが、廃棄物処理法の改正により平成18年(2006年)10月からは、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）」が石綿含有産業廃棄物として定義され、処理の基準が定められました。

##### イ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業者（元請業者）は、廃石綿等の処理に関する業務を適切に行わせるため、廃石綿等を生ずる事業場（工事現場）ごとに、法律で定めた資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないとされています。

また、道では、廃棄物処理法施行細則を制定し、事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更、廃止をした場合には、設置又は変更、廃止をした日から30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書を知事（各（総合）振興局環境生活課）に提出することを義務付けています。

### ウ アスベスト廃棄物の保管

廃棄物処理法では、排出事業者に対して、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準及び特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管することが義務づけられています。

- ① 保管の場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に必要な事項（保管場所である旨、廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）、管理者の氏名、名称、連絡先等）を記載した掲示板を設けること。
- ② 保管の場所から廃棄物が飛散・流出、地下浸透、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ③ 保管の場所に、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 他のものが混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑤ 飛散性アスベスト廃棄物を保管する場合は、梱包するなど廃石綿等の飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、覆いを設ける、梱包をするなど石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

### エ アスベスト廃棄物の委託処理

アスベスト廃棄物の処理を委託するときは、知事又は政令市（札幌市、函館市及び旭川市）の各市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。<sup>3-7</sup>

（委託の手順）

- ① 産業廃棄物処理業者の事業の範囲、許可証の確認（収集運搬は積込みと荷下し場所の許可の確認）
- ② 事前に、産業廃棄物処理業者と書面による委託契約の締結（許可証の写し、最終処分場所を確認）
- ③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び搬出時の立会
- ④ 処理の確認
- ⑤ マニフェストが未回収の場合の知事又は政令市長への報告
- ⑥ 委託契約書、返送されたマニフェストの5年間保存

〈アスベスト廃棄物処理の概要 p56 参照〉

関係法令、通知については、環境省のHP「石綿（アスベスト）問題への取組」に掲載されています。

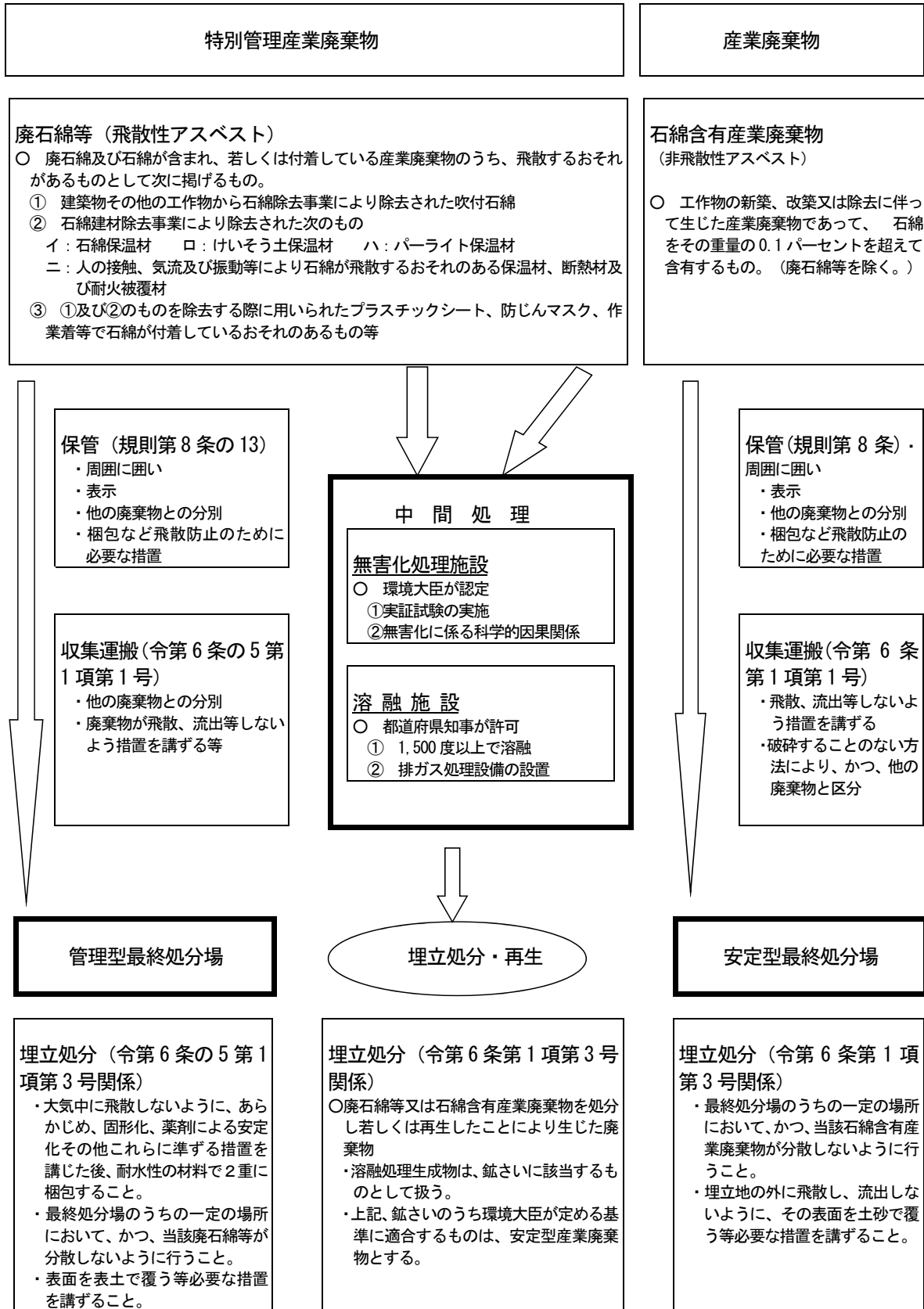
〈 URL [http://www.env.go.jp/air/asbestos/lows\\_haiki.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/lows_haiki.html) 〉

また、排出事業者、収集・運搬業者及び処分業者や地方自治体の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順等についてまとめた「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」があります。

〈 URL <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html> 〉

<sup>3-7</sup> 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を委託契約書及びマニフェストに記載する必要があります。

アスベスト廃棄物処理の概要



### (5) アスベスト含有成形版の飛散防止

ア アスベスト含有成形板は、耐水、耐火性能が要求される場所で屋根・内壁・天井・床などの材料として使われています。そのままでは石綿粉じんが飛散することは少ないですが、切断や破碎作業により石綿粉じんを飛散します。

石綿障害予防規則では、解体等作業時の届出は不要ですが、事前調査などの対策が必要となり、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものは、廃棄物処理法に基づき、「石綿含有産業廃棄物」として適切に処理する必要があります。

また、大気汚染防止法では、アスベスト含有成形板は規制対象である特定建築材料に該当しないため、同法令で定める届出や作業基準の対象とはなりません。大気環境への石綿粉じんの飛散防止に努めてください。

(大気環境への石綿粉じんの飛散防止対策の基本事項)

- ① 工事の施工前
  - ・ アスベスト含有成形板の有無を調査し、把握する。
- ② 工事の施工中
  - ・ アスベスト含有成形板は原則として常時散水するなど湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損したものは丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からの石綿の飛散防止の措置を行う。
  - ・ 石綿粉じんを飛散させるおそれのある場合は解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや防災シートなどで隙間なく囲む。
- ③ 工事の施工後
  - ・ 工事現場及びその周辺の後かたづけ及び清掃。
  - ・ 石綿を含有する廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。

なお、環境省が作成した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」にアスベスト含有成形板の除去作業手順と留意事項が掲載されていますので活用してください。

< URL [http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/.html) >

### (6) 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策

建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材には、石綿を含有するものがあり、これらの石綿含有仕上塗材は建築物等への使用時には石綿の飛散の可能性は小さい一方、建築物等の解体・改造・補修工事において石綿含有仕上塗材を除去・補修する際には、破断せずに除去等を行うことが困難であるため、除去等の工法によっては、石綿が飛散する可能性が指摘されています。

このため、除去等の工法に応じた適切な飛散防止措置を講ずる必要があります。

環境省では、石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について、平成29年(2017年)5月30日付けで都道府県及び大気汚染防止法政令市あて通知しており、道のHP「北海道アスベスト情報ポータルサイト」にも掲載しています。

< URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/tuuchi.pdf> >

### (7) 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止に係るリスクコミュニケーション

アスベスト飛散による健康影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションの重要性が高まっています。このことから、環境省は、平成29年(2017年)4月、解体等工事の発注者及び自主施工者に向けたガイドライン「建築物等の解体工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーション」をとりまとめました。

< URL [https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctr/rc\\_guideline/index.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctr/rc_guideline/index.html) >

## (8) 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策

環境省では、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策を徹底するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成19年(2007年)8月に策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(以下「災害時対応マニュアル」という。)を平成29年(2017年)9月に改訂しました。

災害時対応マニュアルでは、平成25年6月の大気汚染防止法改正による届出義務者の変更や事前調査の義務付けなど、法令や技術指針の改正が行われたことなどを踏まえ、災害発生時の応急対応のほか、平常時における準備、被災建築物等の解体・補修及び廃棄物処理、環境モニタリング、津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項などについて示しています。

## 4 その他

### (1) アスベスト含有製品の管理

#### ア 家庭用品における使用状況

アスベスト含有製品については、経済産業省により家庭用品の実態把握調査が実施されており、同省のHPに「石綿(アスベスト)を含有する家庭用品の実態把握調査の結果について」が掲載されています。

< URL [http://www.meti.go.jp/product\\_safety/policy/asubesutoindex.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/policy/asubesutoindex.html) >

なお、「電気用品」「ガス・石油製品」「自転車」等について調査の結果、通常使用時においてアスベストが飛散する可能性のある製品はありませんでした。

#### イ 教育施設における使用状況

文部科学省により学校における石綿付金網、給食調理場の耐熱手袋及び調理機器のアスベスト含有製品の使用状況について調査が実施されています。

調査の結果、通常使用時にアスベストが飛散する可能性のある製品はありませんでした。

### (2) アスベスト除去に関する助成制度

アスベストの除去等の対策を実施する方々を支援するために、(株)日本政策金融公庫に必要な資金を低利で融資する制度があります。また、施設の種類に応じた補助金など、国の支援制度もあります。〈参考資料10、11、12〉

なお、「北海道アスベスト情報」の「融資制度」にも情報を掲載しています。

< URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm> >

## 第4章 石綿健康被害への救済制度

労働者等がアスベストにさらされる業務に従事していた場合、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）や国家・地方公務員災害補償法などに基づく補償を受けることができます。また、これらの制度による補償を受けられない一般の方などは、石綿健康被害救済制度による給付を受けることができます。

### 1 労災保険制度

労災保険制度は、仕事が原因で負傷、疾病、障害又は死亡を被った労働者とその遺族に対して保険給付が行われる制度です。アスベストによる健康被害については、労働者が業務上、アスベストを吸入し、アスベスト関連疾患に罹患することで、亡くなった場合に労働基準監督署の認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険で受けられる保険給付の内容や手続きについては、労働基準監督署に問い合わせるか、次のHPを参考にしてください。

< URL [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html) >

### 2 石綿健康被害救済制度

アスベストを原因とする中皮腫、肺癌については、アスベストにばく露してから、非常に長い期間を経て発病することや、アスベストが長期間にわたってわが国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきたことから、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて困難であり、発症した場合には、多くの方が1、2年で亡くなられると言われてしています。

アスベストによる健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方については、自らに非がないにもかかわらず、何ら補償を受けられないまま亡くなれるという状況にあり、迅速な救済を図ることを目的として、この制度が創設されました。

#### (1) 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、アスベストによる健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、医療費等の救済給付を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる①中皮腫（がんの一種）、②肺癌、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。現在これらの病気にかかられている方、これらの病気でお亡くなりになった方のご遺族の方が認定の申請や給付の請求をすることができます。

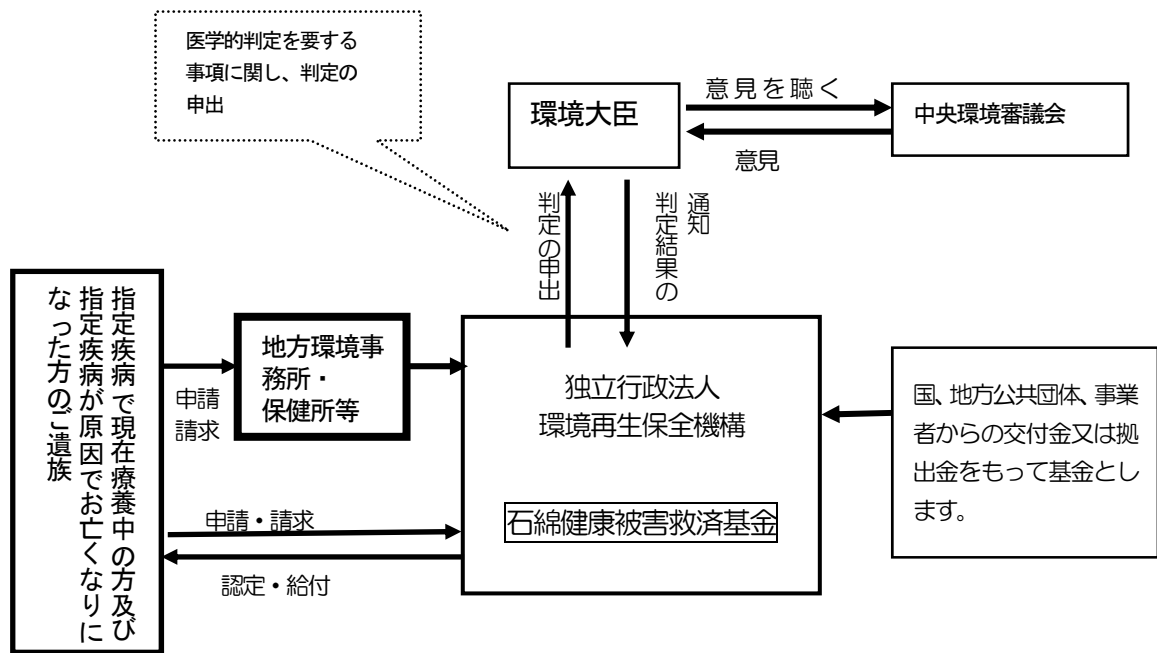
この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、事業者からの拠出金によってまかなわれています。

また、本制度により、労働者又は特別加入者のご遺族の方で時効により労災保険制度に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。

これらの給付については、労働基準監督署に相談の上、請求手続きを行うことになります。

< URL [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun\\_sekimen/izoku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun_sekimen/izoku/index.html) >





<参考資料13>

## (2) 指定疾病と救済給付の種類

指定疾病は、アスベストを吸入することにより発症した①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸器機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚とされています。救済給付の種類は以下のとおりです。

救済給付の種類	
① 医療費 (本人が請求)	…… 認定疾病に係る医療費の自己負担分
② 療養手当 (本人が請求)	…… 103,870 円/月
③ 葬祭料 (葬祭を行う方が請求)	…… 199,000 円
④ 特別遺族弔慰金 (生計が同一であったご遺族が請求)	…… 2,800,000 円
特別葬祭料 (生計が同一であったご遺族が請求)	…… 199,000 円
⑤ 救済給付調整金 (生計が同一であったご遺族が請求)	…… (p46⑤参照)

### ○ 認定申請、弔慰金等請求について

救済給付を受けるには、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受ける必要があります。

申請・請求された書類について機構で確認し、医学的判断を要する事項については環境大臣に判定の申出をします。機構はその判定結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定された方に対して救済給付を支給します。

#### ① 医療費

認定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方は保険医療機関等において医療を受けるときに、この医療手帳を提示することで、認定疾病（認定を受けた指定疾病）にかかる医療費（健康保険等による給付の額を控除した自己負担分）を支給するものです。

療養を開始した日<sup>4-1</sup>から医療手帳が交付されるまでの間に保険医療機関等において認定疾病の治療等で支払った医療費の自己負担分については、機構に請求することになります。

② 療養手当

認定された方には、医療費以外の入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者による介護に要する費用などを勘案した「療養手当」が月額(103,870円/月)支給されます。手当は療養を開始した日の属する月の翌月分から2ヶ月に1回、あわせて2か月分が支給されます。

③ 葬祭料

認定された方が認定疾病でお亡くなりになった時、認定された方の葬祭を行うことに伴う費用負担に対して199,000円が支給されます。

④ 特別遺族弔慰金・特別葬祭料

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴い、認定申請を行わないで指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族に対する弔慰等を目的として、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」が併せて支給されます。

疾病ごとの請求できる期間

【中皮腫・肺がん】

a) 施行前(平成18年(2006年)3月26日以前)にお亡くなりになった方(施行前死亡者)のご遺族

⇒ 請求できる期間 : 令和4年(2022年)3月27日まで(法施行から16年)

b) 施行後(平成18年(2006年)3月27日以降)にお亡くなりになった方(未申請死亡者)のご遺族及び改正法施行前(平成20年(2008年)12月1日)前までにお亡くなりになった方のご遺族

⇒ 請求できる期間 : 令和5年(2023年)12月1日まで(改正法施行日から15年)

c) 改正法施行日以後に未申請のままお亡くなりになった方のご遺族

⇒ 請求できる期間 : 指定疾病が原因でお亡くなりになった翌日から15年以内

【著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚】

a) 改正政令の施行日(平成22年(2010年)7月1日)前にお亡くなりになった方(施行前死亡者)のご遺族

⇒ 請求できる期間 : 令和8年(2026年)7月1日まで(改正政令施行から16年)

b) 施行後(平成22年(2010年)7月1日)以降にお亡くなりになった方(未申請死亡者)のご遺族

⇒ 請求できる期間 : 指定疾病が原因でお亡くなりになった翌日から15年以内

⑤ 救済給付調整金

認定された方やそのご遺族に対し支給した医療費及び療養手当の合計額が280万円(特別遺族弔慰金の額)に満たない場合は、その差額分を救済給付調整金としてご遺族から請求することができます。

(3) 石綿健康被害救済制度の救済給付に関するお問い合わせ先(申請・請求窓口)

申請書などの様式やパンフレット等は、環境再生保全機構HPから入手できます。また、電話での申し込みも可能です。書類については、郵便等で機構に直接、提出又は各保健所等でも受付を行っています。〈参考資料13〉

石綿救済相談ダイヤル 0120-389<sup>(さあはやく)</sup>-931<sup>(きゅうさい)</sup> (9:30~17:30 土・日・祝・年末年始除く)

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部

HP < URL <http://www.erca.go.jp/asbestos/index.html> >

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階

TEL : 044-520-9508 (企画調整課)

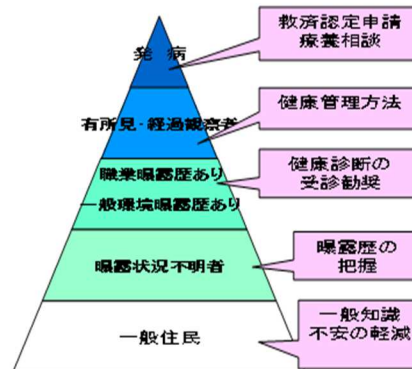
<sup>4-1</sup> 「療養を開始した日」は、認定された指定疾病について初めて診察、薬剤の投与等の医療を受けた日をいいます。なお、その日が認定の申請のあった日の3年前の日より前の場合は、認定の申請のあった日の3年前の日です。

### 3 石綿健康被害の相談・健康診断

#### (1) 健康相談の実施

道民の健康不安に対応するため、保健所でアスベストに関する健康相談を実施し、アスベスト関連疾患や健康管理についての正しい情報提供と助言・指導を行うとともに、必要に応じ健康診断の受診勧奨、専門医療機関の紹介を行っています。

アスベストの健康相談は、相談者のアスベストばく露の状況に応じて、次のとおり対応することとしています。また、医療機関においても健康相談を行っています。



#### (2) 健康診断

石綿製品の製造工程における作業や石綿の粉じんを発生する場所における業務などに従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、住所地の厚生労働省都道府県労働局長に申請し審査を得た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳は年1回）無料で受けることができます。

< URL <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/> >

#### (3) アスベスト（石綿）訴訟の和解手続

アスベスト（石綿）工場の元労働者や遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金をお支払いします。

##### ◆ 和解の要件

- ① 昭和33年(1958年)5月26日から昭和46年(1971年)4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと。
- ② その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。
- ③ 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

##### ◆ 和解により国が支払う賠償金

- ① 和解により国が支払う賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。
- ② 最高裁判決では、国による賠償義務は賠償基準額の2分の1を限度とすると判断されました。
- ③ このため、和解により国が支払う賠償金の額については、疾患の種類や病状に応じた賠償基準額の2分の1を限度として、算定を行います。

##### ◆ 詳細等の相談先

- ・ 法テラス（日本司法支援センター） HP < URL <http://www.houterasu.or.jp/> >  
電話 0570-078374（平日 9:00～21:00 土 9:00～17:00）
- ・ 日本弁護士連合会 HP < URL <http://www.nichibenren.or.jp/> >

## 第5章 総合的なアスベスト対策の取組

### 1 アスベスト対策に関する諸会議

道では、アスベスト問題に関し、次の会議を開催し、関係機関と連携を図りながらアスベスト対策に取り組んでいます。

(平成31年(2019年)3月末現在)

会議の名称	設置の目的	構成機関	開催経過	主な内容
アスベスト問題対策連絡会議	アスベスト問題に関する道の関係機関の対応状況について意見交換し、今後の対策等を検討	道関係部局	昭和62年(1987年)9月設置 ※(アスベスト対策本部設置によりH18(2006)～H25(2013)まで休止) 平成26年度(2014年度)1回開催 平成27年度(2015年度)2回開催 平成28年度(2016年度)6回開催 平成29年度(2017年度)4回開催 平成30年度(2018年度)2回開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付けアスベスト等道有施設調査の実施(平成17年度(2005年度)以降)</li> </ul>
北海道アスベスト問題連携会議	アスベストの除去対策に係る情報・意見交換を行い連携を図る	国機関、道、市町村、関係団体等	平成17年(2005年)8月設置 平成17年度(2005年度)1回開催 平成18年度(2006年度)1回開催 平成19年度(2007年度)1回開催 平成28年度(2016年度)1回開催 平成29年度(2017年度)1回開催 平成30年度(2018年度)1回開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導指針の周知と協力依頼</li> <li>アスベスト関係法令の改正内容の周知</li> </ul>

### 2 関係機関の役割と連携

#### (1) 既存建築物に関する関係機関の役割

##### ア 道有施設

道有施設の吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等(以下「アスベスト等」という。)の使用状況調査を実施し実態を把握するとともに、吹付け材の状態に応じた措置を示した「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」を定めています。これに基づき、アスベスト等の使用が判明した施設では必要な措置や施設の点検・管理を行っています。各施設は、その進捗状況について吹付けアスベストについては、「北海道アスベスト台帳管理運営要領」に基づき、台帳取りまとめ担当課を経由し報告します。

##### イ 市町村有施設

市町村・民間施設の吹付けアスベスト等の使用状況調査を「関係課」で実施し、実態を把握するとともに、吹付け材の状態に応じた措置を示した「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」を定めています。「関係課」は「北海道アスベスト台帳管理運営要領」に基づき、調査対象施設の状況を定期的に把握するとともに、「指導指針」に基づき、指導することとしています。

なお、石綿含有保温材等については、国の調査依頼に基づき、その実態を調査しています。

関係課	対象施設
教育庁総務政策局施設課	市町村立学校等
〃 生涯学習推進局生涯学習課	市町村立社会教育施設
環境生活部文化局文化振興課	市町村立文化施設
〃 スポーツ局スポーツ振興課	市町村立体育施設
保健福祉部地域医療推進局医務薬務課	病院
〃 福祉局施設運営指導課	社会福祉施設
総務部法務・法人局学事課	私立学校・幼稚園等
環境生活部環境局循環型社会推進課	上記以外の市町村有施設
建設部住宅局建築指導課	上記以外の民間施設
保健福祉部健康安全局食品衛生課	「建築物衛生法」に定める特定建築物

## (2) 建築物の解体工事等に関する関係機関の連携

労働安全衛生法・石綿障害予防規則については、国の機関である北海道労働局と労働基準監督署が、大気汚染防止法については、道（本庁及び振興局）のほか、大気汚染防止法上の政令市である札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市がそれぞれ所管しています。

平成17年(2005年)8月11日に開催された「アスベスト対策に係る国・道・政令市連絡会議」において、アスベストが吹き付けられた建築物の解体等を行う作業の届出に係る関係機関の連携について協議され、次のとおり連携を図ることとしています。〈参考資料15〉

### ア 届出時の窓口における周知について

- ① 関係機関は、届出を行った者に対し、他の機関の手続きについて説明を行い、また、関係機関相互に届出情報を共有することについて理解を求めるものとする。
- ② 届出者に対する手続きの周知を図るため、関係機関は、他の関係機関の所管する届出事項を説明したリーフレットをそれぞれの窓口に着用するものとする。

### イ 届出に係る情報交換の実施について

- ① 関係機関は、所管する届出のあった場合で、他の関係機関の所管にも該当する案件であると思料するときは、当該関係機関に対し速やかな情報提供を行うよう努めるものとする。
- ② 前項の情報提供を行う事項は、届出者名、工事名、場所、作業期間及び連絡先とする。

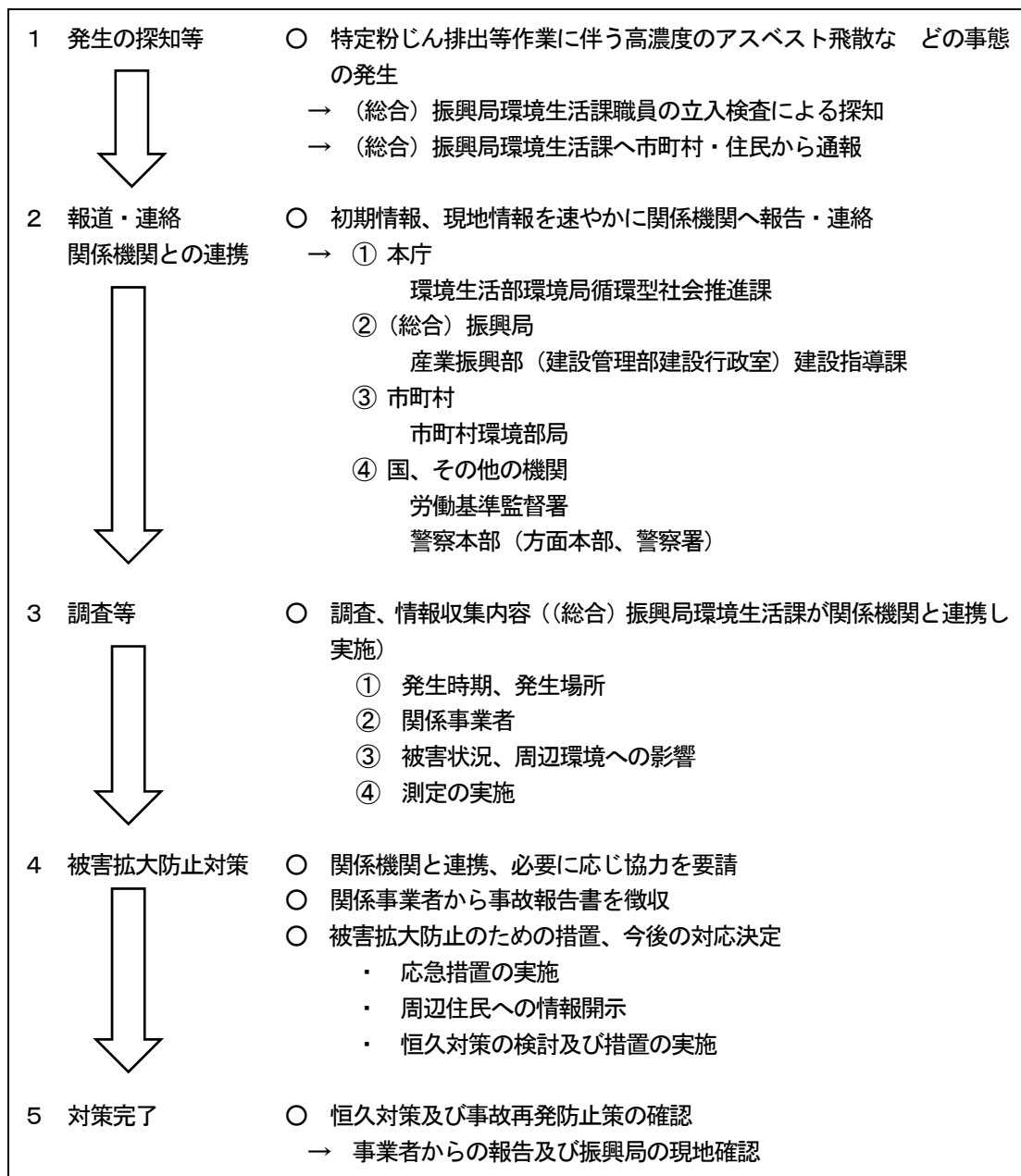
### ウ 合同立入検査の実施について

建築物の解体等の作業現場における関係法令に基づく措置の徹底を図るため、必要に応じ関係機関合同で立入検査を実施するものとする。

## (3) 事故時の連絡・連携体制

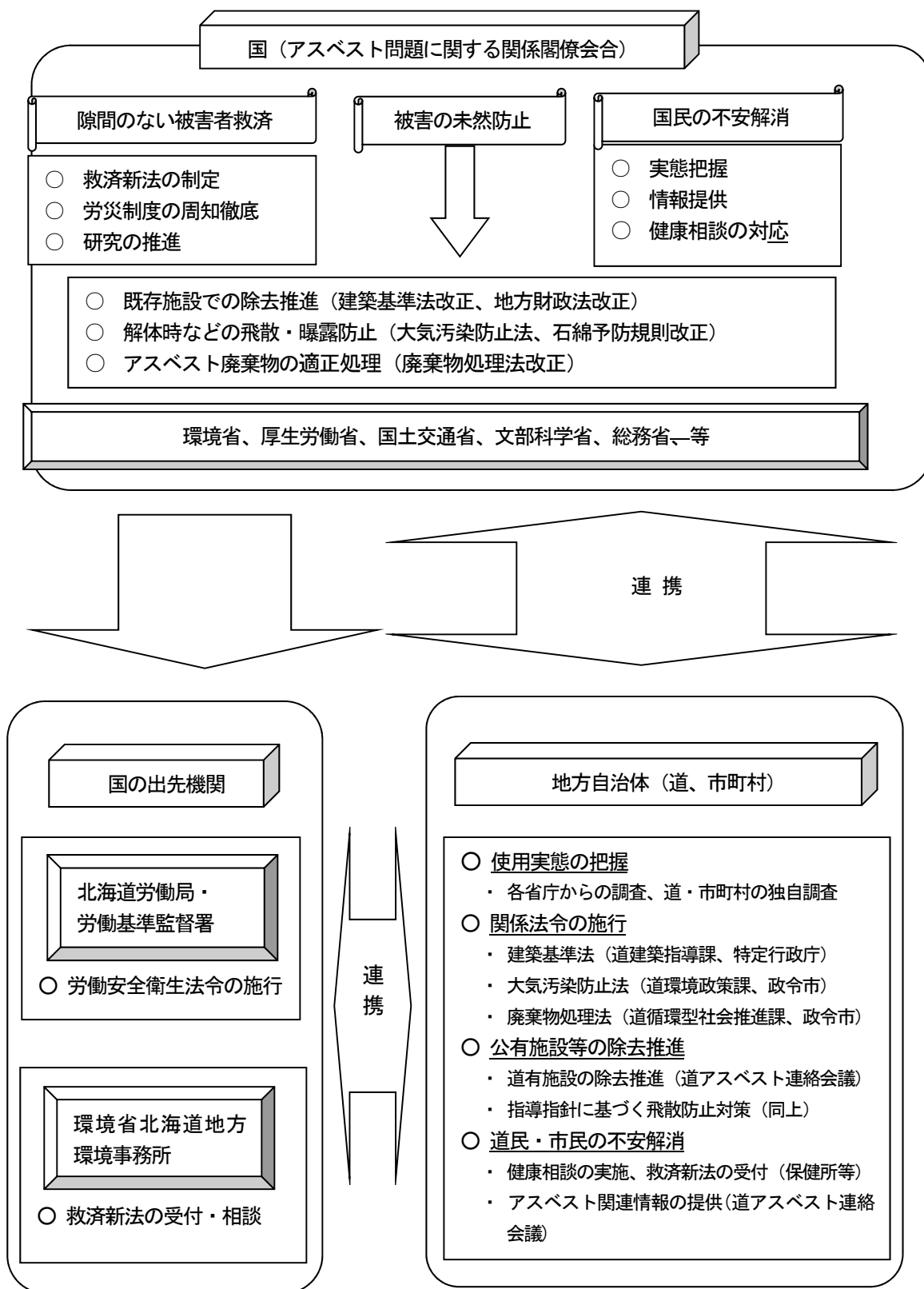
アスベストに関する事故等が発生した場合は、国・道・市町村の各関係機関が迅速に情報の共有を図り、連携して対応する必要があります。

例として、特定粉じん排出等作業に伴いアスベストが飛散する事態が発生した場合の対応を次に示します。



<参考資料16、17>

(参考) 国と地方自治体の役割と連携



### 3 北海道アスベストセミナー

道では、自治体職員や施設の管理者などがアスベスト対策に理解を深め、適切に対応していただくよう、国や関係機関と連携して、セミナーを開催しています。

年度	時期及び場所	共催団体	内容
H28 (2016)	平成 29 年(2017 年)1 月 27 日 (札幌市) 平成 29 年(2017 年)2 月 14 日 (函館市)	(一社)日本ア スベスト調査 診断協会北海 道ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿に関する法改正について</li> <li>・ 煙突断熱材とレベル2について</li> <li>・ 熊本県の県有施設煙突等の調査</li> <li>・ 煙突点検の留意事項</li> </ul>
H29 (2017)	平成 29 年(2017 年)6 月 7 日 (旭川市) 平成 29 年(2017 年)7 月 13 日 (帯広市)	(一社)日本ア スベスト調査 診断協会北海 道ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿に関する法改正について</li> <li>・ 煙突断熱材とレベル2について</li> <li>・ 煙突(レベル2)の調査について</li> <li>・ 点検時の留意事項(防じんマスクの取扱)</li> </ul>
	平成 29 年(2017 年)6 月 13 日 (札幌市)	(一社)建築物 石綿含有建材 調査者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト概論</li> <li>・ アスベストの分析方法</li> <li>・ 大気汚染防止法改正の解説</li> <li>・ 建築物石綿含有建材調査者制度について</li> <li>・ 建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策</li> <li>・ 煙突等現地調査のポイント</li> </ul>
H30 (2018)	平成 30 年(2018 年)7 月 26 日 (網走市) 平成 30 年(2018 年)8 月 8 日 (室蘭市)	(一社)日本ア スベスト調査 診断協会北海 道ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿障害予防規則について</li> <li>・ 大気汚染防止法について</li> <li>・ 施設の石綿管理について</li> <li>・ 煙突用石綿含有断熱材について</li> <li>・ 外壁塗材について</li> <li>・ 点検時の留意事項(防じんマスクの取扱)</li> </ul>
	平成 30 年(2018 年)7 月 17 日 (札幌市)	(一社)建築物 石綿含有建材 調査者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト概論</li> <li>・ アスベストの分析方法</li> <li>・ 大気汚染防止法改正の解説</li> <li>・ 建築物石綿含有建材調査者制度について</li> <li>・ 建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策</li> <li>・ アスベスト対策と課題</li> <li>・ アスベスト関連情報</li> </ul>